

平成18年4月1日付け機構改革について

本市では、「国際」、「人間」、「福祉」、「環境」及び「創造」という5つの視点をしっかり持ちながら、将来に向かって市民と共に力を合わせ、優れた環境と市民サービスの充実した、すべての市民にとって満足度の高い、より住みやすく活力ある国際的にも通用するまちづくりを推進しています。

一方、厳しい財政環境の中、行政面においては、政令指定都市へ向けた取り組みなど新しい行政課題や多様な住民ニーズに対応した福祉・環境・人づくりなどの施策を永続的に提供し得るよう、健全で足腰の強い行財政基盤を早期に実現していくことが緊要な課題となっております。

そこで、行財政改革を強力に推進し、透明性のある行政過程を担保しつつ、少子高齢社会に対応すべく教育、子育てや医療福祉の充実等の市民満足度を最大限高めることができる、簡素で効率的かつ効果的なフラット組織の整備を行います。

I 主な機構改革

1 簡素で効率的、効果的な組織の実現～フラット組織の導入第1弾～

- 「部」機能の弾力性、機動性を高め、局内調整力の更なる向上を図るため、部を廃止し、担当審議監制とします。
 - 局主管課には統括審議監を配置します。
 - 局主管課以外の審議監は、特定の業務及び横断的業務を担当し、それに関する職務権限を明記します。
- 事業の終了や行政ニーズの変化等に伴い組織の廃止、再編・統合を行います。
 - 国体・障害者スポーツ大会局の廃止
 - 事業経営課の廃止
 - 駅西口開発事務所 → 都市再開発課駅西口開発室
- 市民協働のまちづくりの徹底や、行政の担うべき仕事の効率的一元化等の見直しを行い、それに対応した、適切な再編等を行います。
 - 市民企画総務課へ旧自治振興係を編入
 - 浄化槽対策の環境局への一元化
- 大規模都市基盤整備の戦略的進展を強力に図るため、各局担任機能の効率性、効果性を一層高めるようなマトリックス組織を創設します。
 - 企画局に、民間活用事業班、西部地区まちづくり構想班、福祉・医療まちづくり班の設置
- 建設機能と管理機能を統合します。
 - 公園建設課と緑化推進課を統合 → 公園課
 - 住宅整備課と住宅管理課を統合 → 住宅課

2 企業経営的手法による行財政改革の徹底推進

行政改革推進課内に、企業経営手法のメリットを生かした新しい行政経営システムを研究・開発し、その実現を図るためのマトリックス組織を創設します。

- 新行政経営システム推進班を設置

3 時代の変化に対応し、市民満足度をより一層高める施策の実現に向けた機構の整備

- 市民からの相談に対応する体制を充実します。
 - 「市民の声室」を「市民みんなの相談室」(課相当)に充実
 - 相談体制を充実するとともに、企業経営的な観点から、「市民みんなの相談室」での相談内容を、行政サービス改良のための貴重なヒントとして一層活用
- 地域の様々なコミュニティ組織の連携を強化します。
 - 市民局市民企画総務課内に、協働ネットワーク推進室を新設
- 介護保険法改正に対応した体制及び指導監査体制を充実します。
 - 介護保険課に指導係を新設
 - 福祉部福祉援護課内にある指導室を、監査指導課として設置し、指導調整権限を充実
- 台風、地震、水害等に迅速かつ的確に対応し、市民の安全・安心を守る機能を充実します。
 - 総務法制課内にある防災対策室を防災対策課に充実
- 全国都市緑化フェア開催に向けての体制を整備します。
 - 公園課都市緑化フェア推進室を新設

4 政令指定都市へ向けての基礎となる機構の整備

- 政令指定都市実現へ向けての体制を整備します。
 - 政令指定都市推進課を新設
- 政策法務機能を強化します。
 - 従来の、法制執務と言われる、文書的な審査事務が中心の法務機能にとどまらず、分権時代における自治体の広範な条例制定権、自主解積権を駆使した政策立案機能の向上・確立及び権限主体性の強化に伴う訴訟等の増加に対応した訟務機能を向上させるため、政策法務機能の強化を図ります。
 - 全庁的政策法務統括機能として総務局総務法制課内に政策法務室を新設

- ・各局における政策立案機能のうち、有機的連携を要するものを統合し、局企画総務課等の局主管課(以下「局主管課」とする)において担任
- 各局主管課内の政策法務要員は、総務法制課政策法務室の兼務職員とします。
- 旧局総務課は、総務係として局企画総務課に置き、局主管課構想を更に推し進めます。

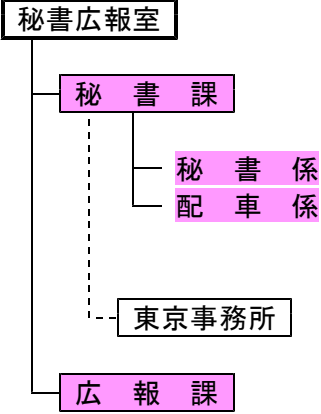
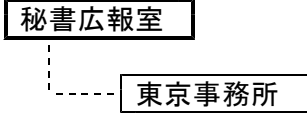
- (3) 合併による市域の広域化及びデジタル化に対応した消防機能を充実します。
- ・情報指令課システム管理係を新設

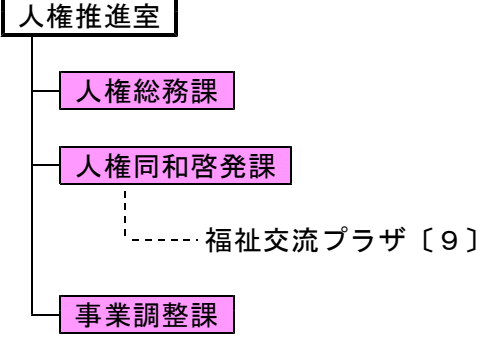
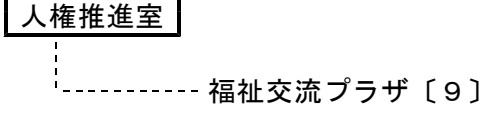
5 行政組織数

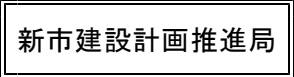
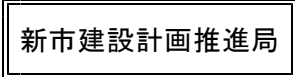
区 分	組 織 数				
	局相当	部相当	課相当	課内室相当	係相当
市長事務部局	12→10 (-2)	28→5 (-23)	147→128 (-19)	44→41 (-3)	288→283 (-5)
水道局	1	3→0 (-3)	15		44
病院局	1	1	5	1	6
市場事業部		1	2		
消防局	1		8	1	50→51 (+1)
議会事務局	1		3		6
選挙管理委員会事務局	1				3
監査事務局	1				
公平委員会					
農業委員会事務局	1				3
教育委員会事務局	1	3→0 (-3)	14→15 (+1)	8→10 (+2)	20→21 (+1)
合 計	20→18 (-2)	36→7 (-29)	194→176 (-18)	54→53 (-1)	420→417 (-3)


6 今後の取り組み

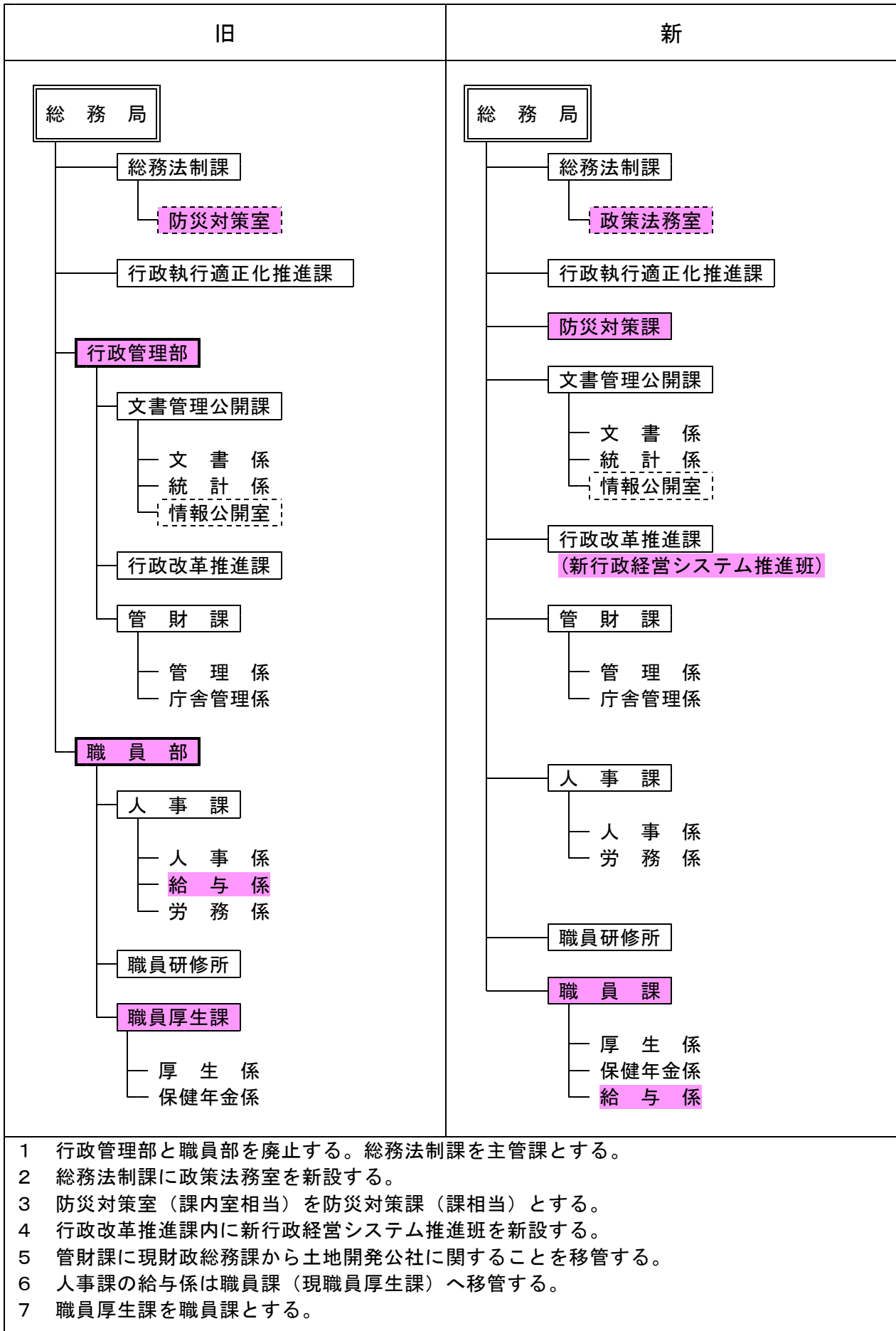
平成19年度機構改革は、「事業仕分け」結果を参考にしながら、全事務事業の総点検によって、事務事業の廃止、縮小、再編・統合を行い、課及び係の廃止、再編及び課内のフラット化～フラット化第2弾～を更に進めます。なお、フラット化のあるべき姿については、新岡山市行財政改革大綱(長期計画編)を策定するための委員会において、検討していく予定です。

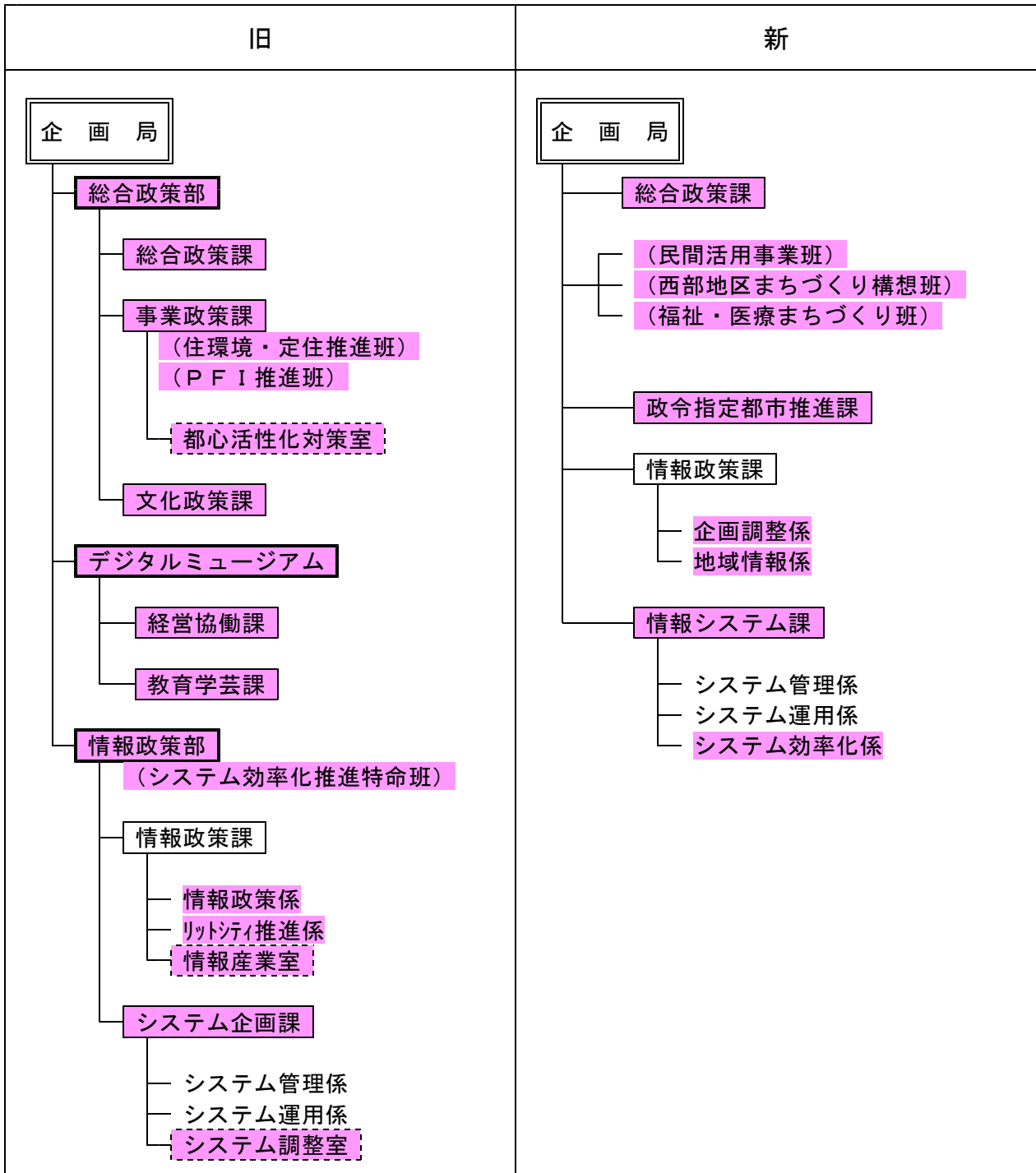
旧	新
	
<p>1 課・係を廃止し、担当制にする。</p>	

	
<p>1 課を廃止し、担当制にする。</p>	

	
<p>1 総合保健福祉施設建設事業（金川病院併設）計画に関することを所管する。</p>	

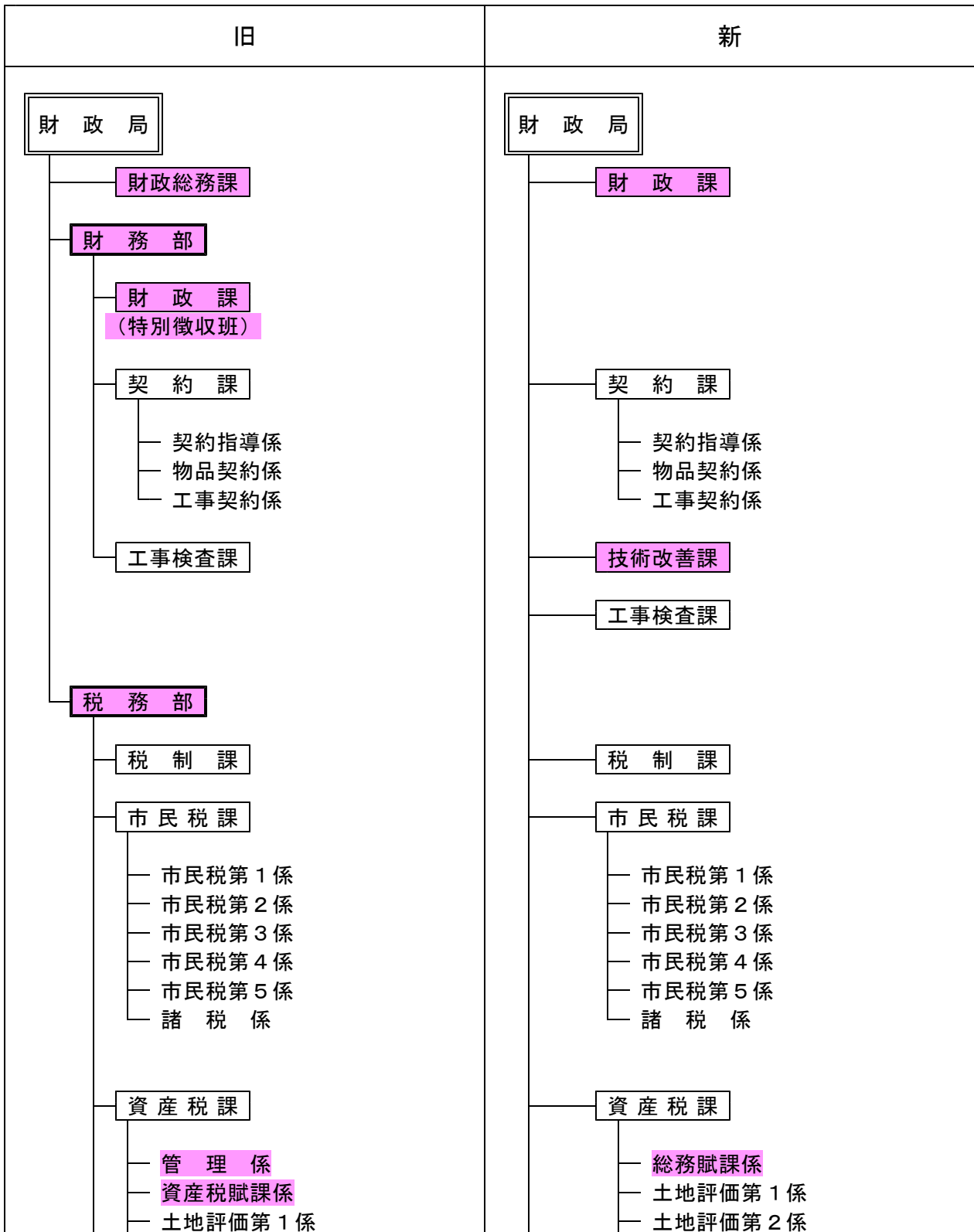
	
<p>1 局を廃止する。</p>	

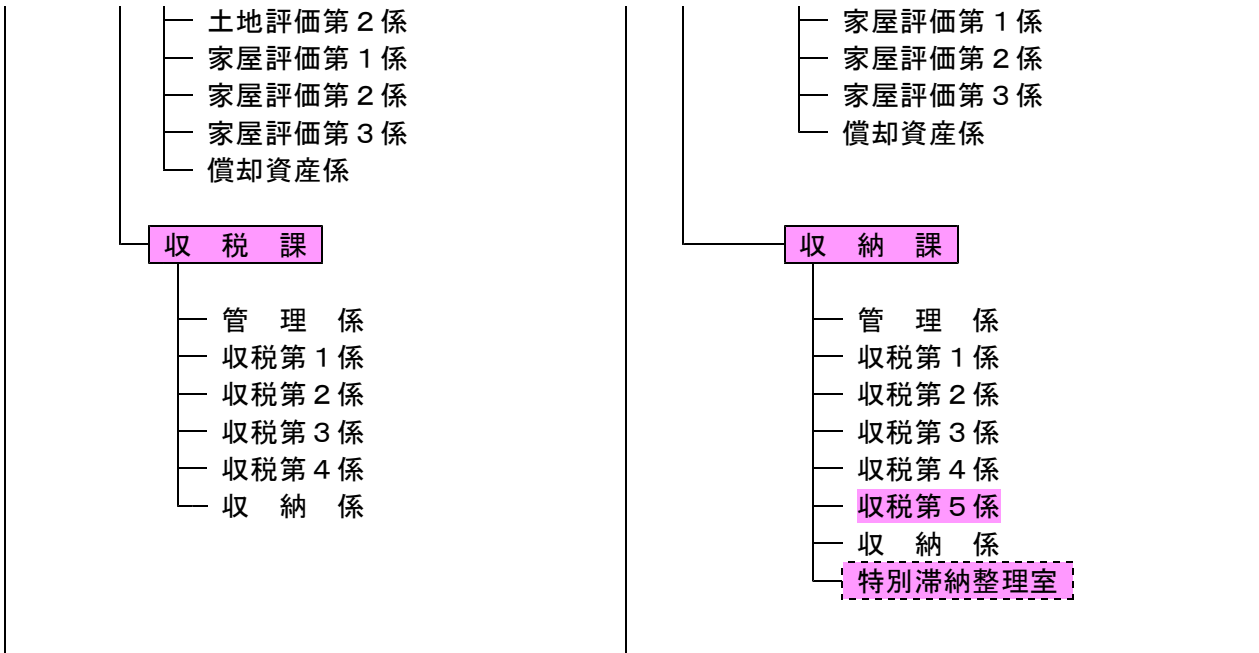




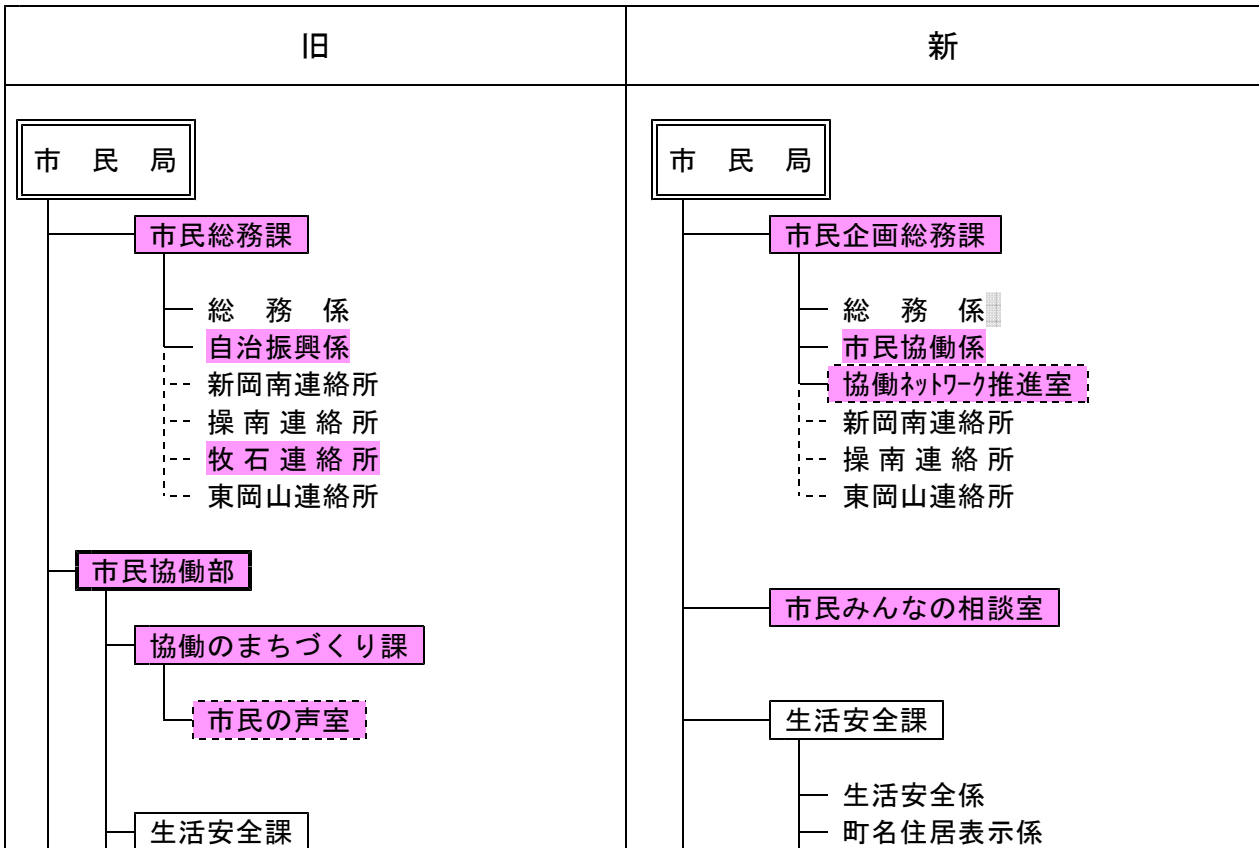
- 1 総合政策部と情報政策部を廃止する。総合政策課を主管課とする。
- 2 総合政策課と事業政策課を統合し、総合政策課とする。
民間活用事業班、西部地区まちづくり構想班、福祉・医療まちづくり班をおく。班長は課長級とし、班長、班員は各局該当課と兼務する。
都心活性化対策室、住環境・定住推進班、PFI推進班を廃止する。
- 3 文化政策課は文化振興課とし、市民局へ移管する。
文化振興課は、新たに岡山市民会館（事業経営課から移管）と西大寺市民会館（生活安全課から移管）の管理運営を所管する。
- 4 部相当のデジタルミュージアムを課相当にし、市民局へ移管するとともに、文化振興課（現文化政策課）の出先機関とする。
これに伴いデジタルミュージアムの経営協働課と教育学芸課は廃止し、経営協働係と教育学芸係を新設する。

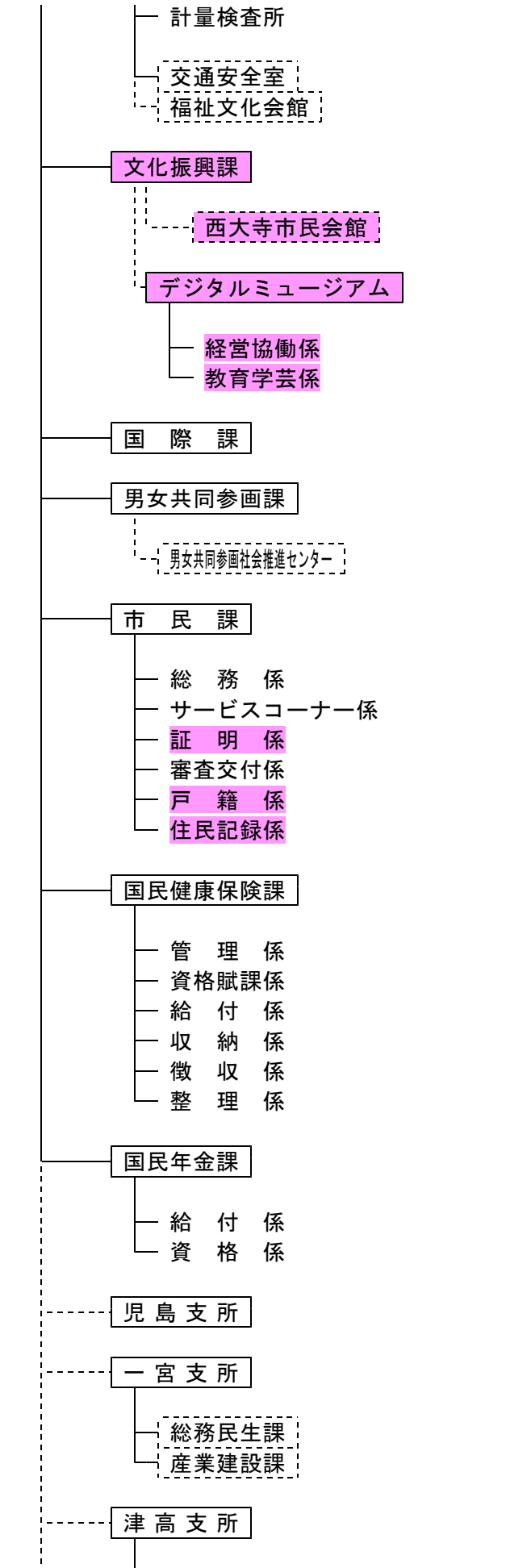
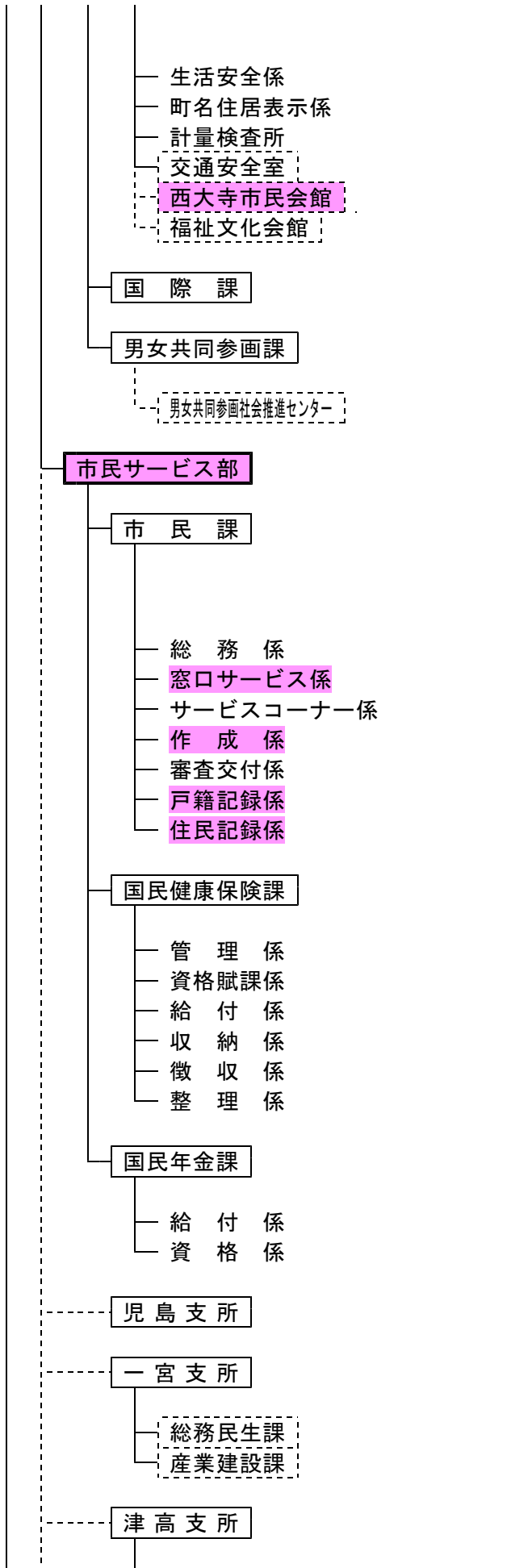
- 5 政令指定都市推進課を新設する。
- 6 情報政策課の情報政策係とリットシティ推進係を企画調整係と地域情報係とする。
また、情報産業室を廃止し情報産業室の「情報関連産業の誘致」の事務は経済局新産業課へ移管する。システム企画課を情報システム課とする。
情報システム課にシステム効率化係を新設する。システム調整室は廃止する。
- 7 システム効率化推進特命班は廃止し、システム効率化推進特命班の事務は情報システム課（現システム企画課）へ移管する。

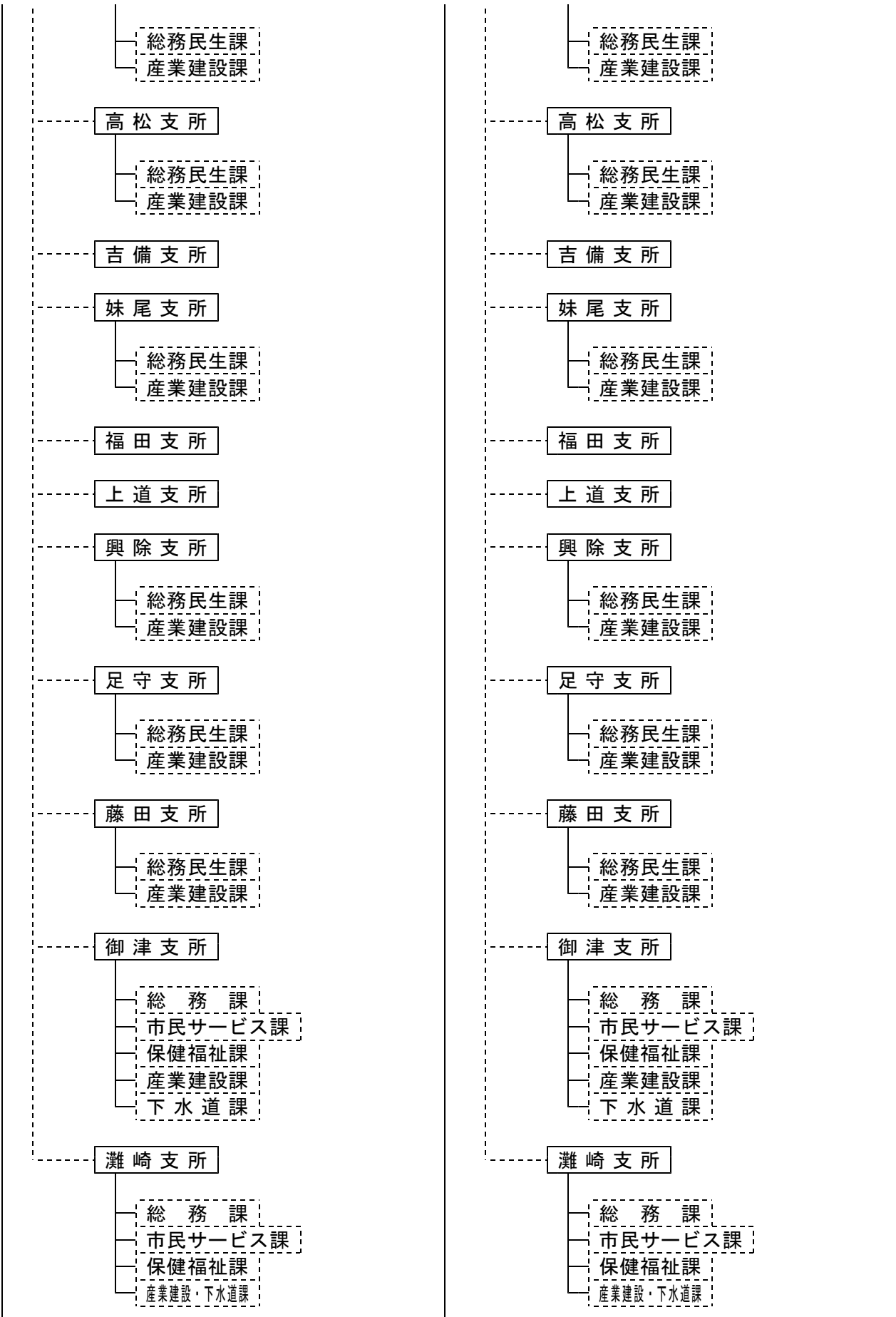




- 1 財務部と税務部は廃止する。財政課を主管課とする。
- 2 財政総務課と財政課を統合し、財政課とする。
現財政総務課の土地開発公社に関する事務は、総務局管財課へ移管する。
- 3 特別徴収班を廃止し、事務を収納課（現収税課）特別滞納整理室へ移管する。
- 4 都市整備局から技術改善課を移管する。
- 5 資産税課管理係と資産税賦課係を統合し、総務賦課係とする。
- 6 収税課を収納課とし、収税第 5 係と特別滞納整理室を新設する。
特別滞納整理室は、市税、国保料、介護保険料、保育料、下水道事業負担金等の高額困難案件に対応する。

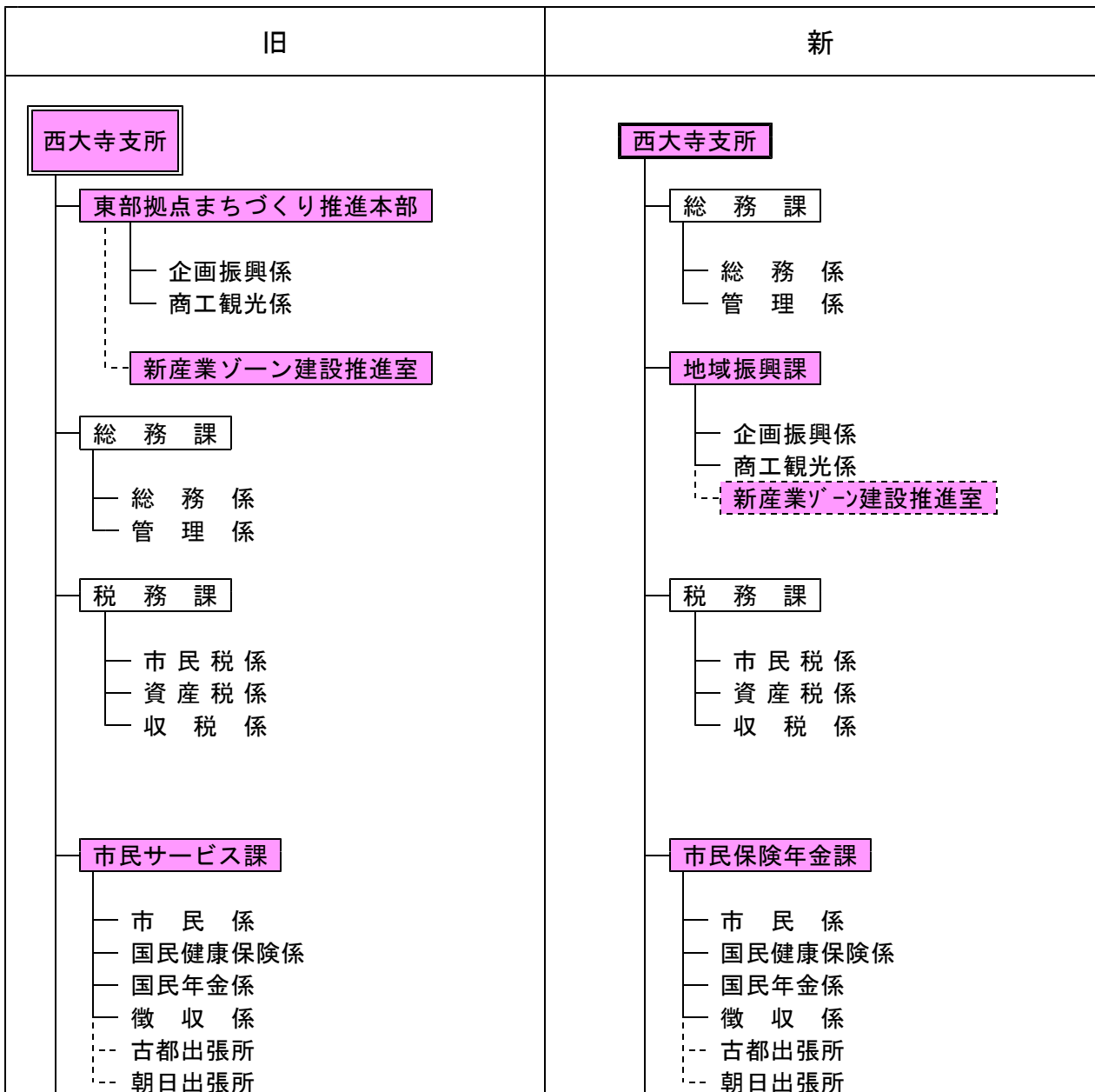


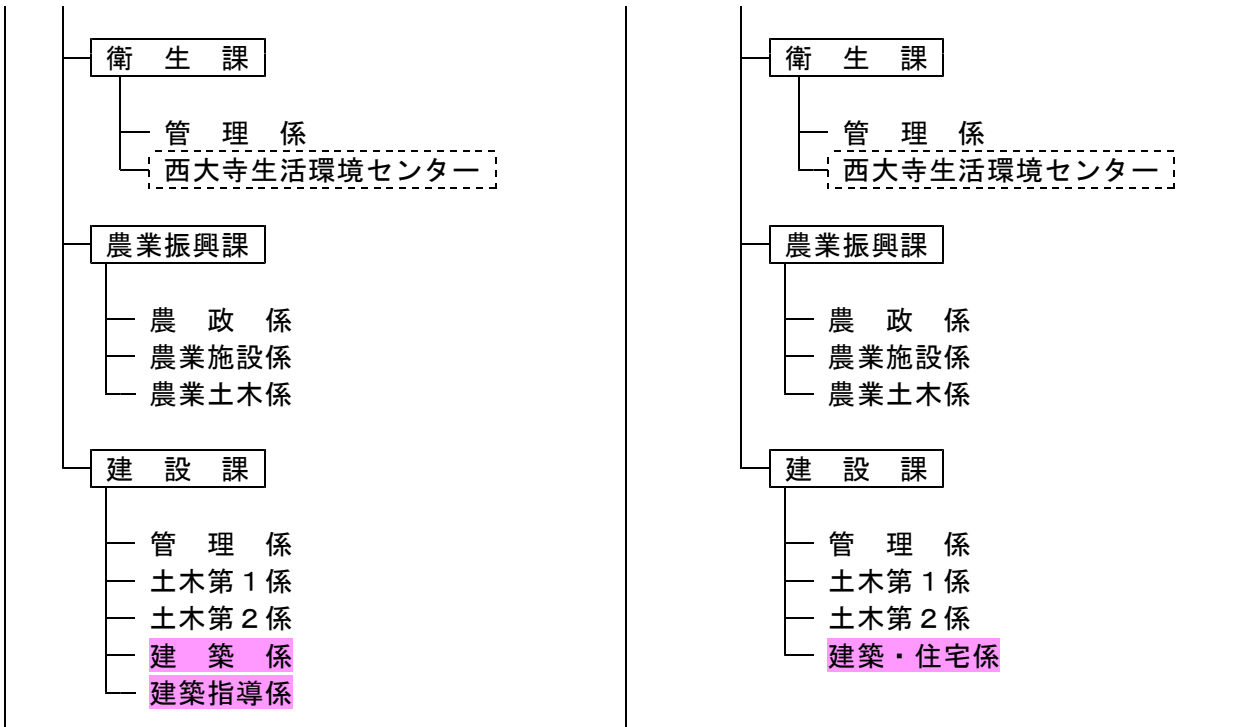




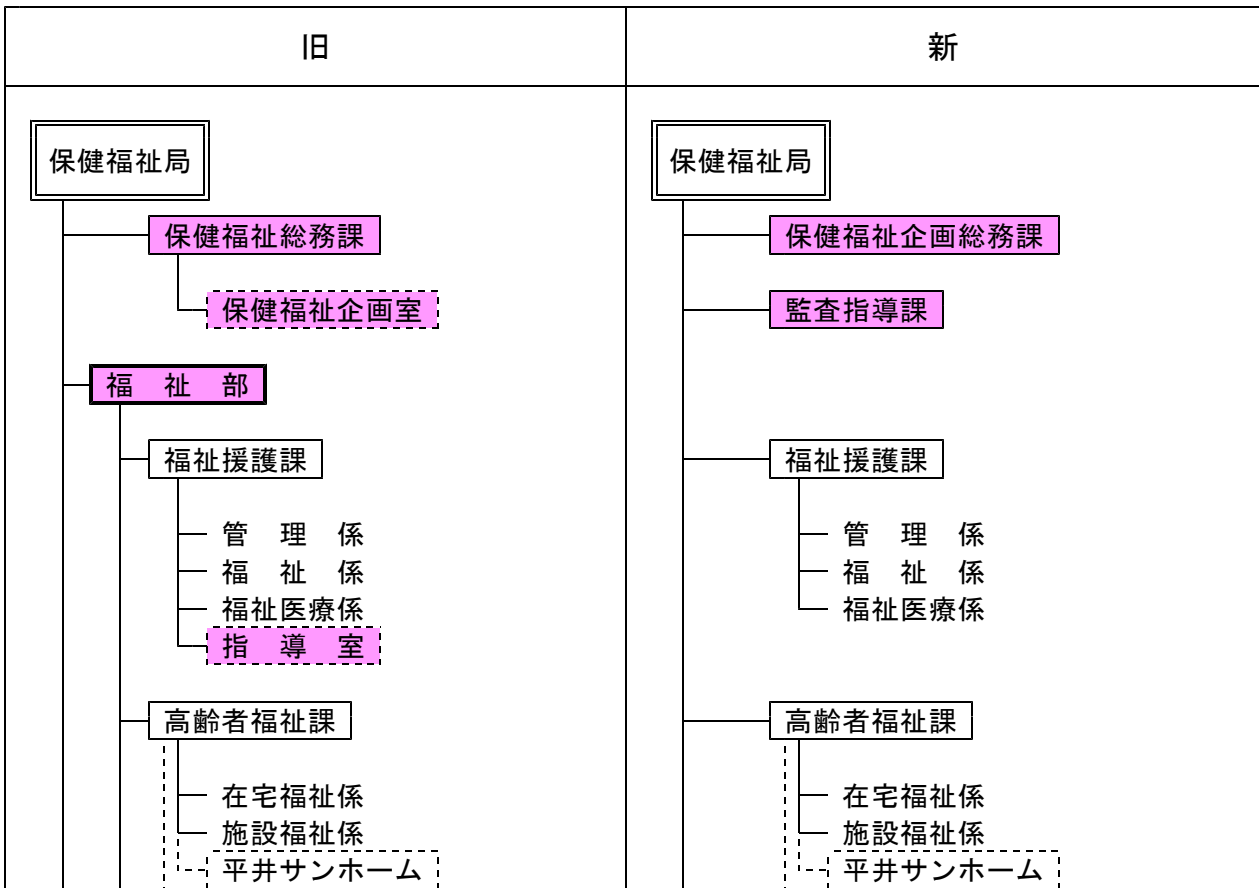
1 市民協働部と市民サービス部は廃止する。
市民企画総務課を主管課とする。

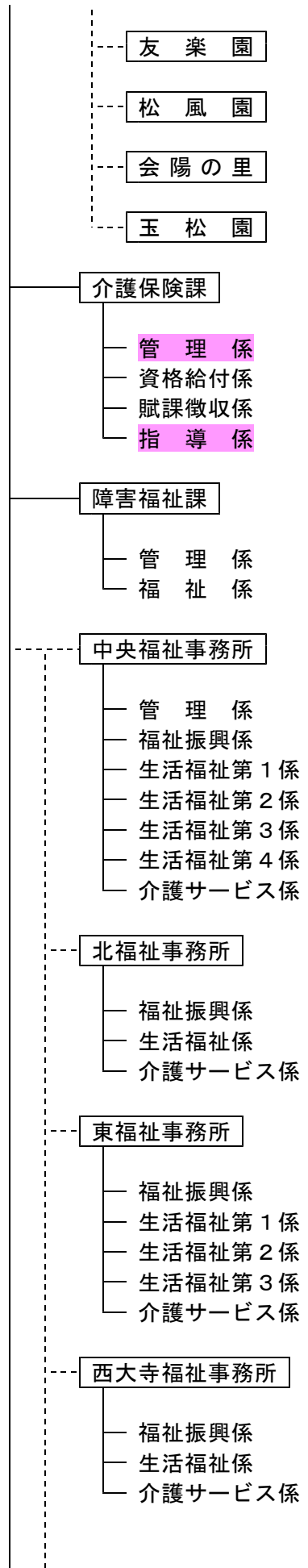
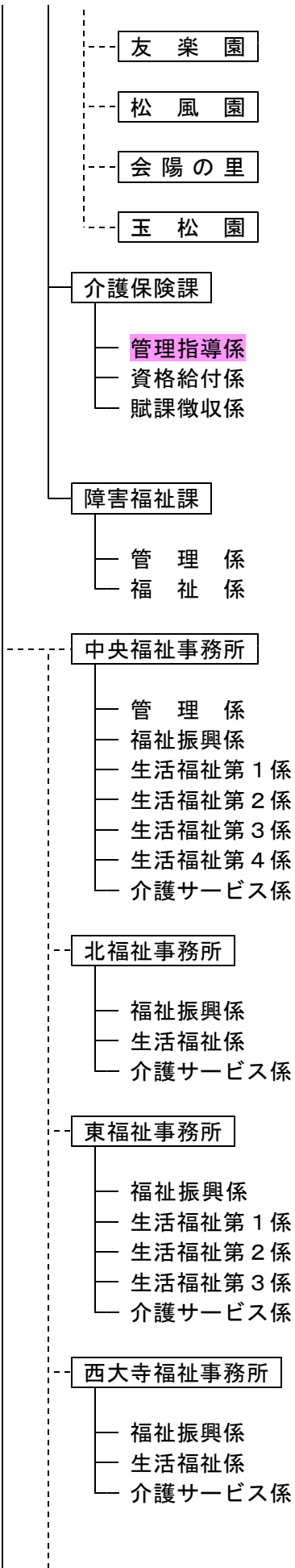
- 2 市民総務課と協働のまちづくり課を統合し、市民企画総務課とする。
自治振興係を廃止し、新設する協働ネットワーク推進室に事務を編入する。
協働のまちづくり課の事務を新設する市民協働係に移管する。
- 3 牧石連絡所を廃止する（3月10日）
- 4 市民の声室（課内室相当）を課相当の市民みんなの相談室とする。
事務分掌は現市民の声室の事務と生活安全課の消費生活相談の事務及び、市民の声の分析等を含む。
- 5 文化振興課（現文化政策課）を企画局から移管する。
文化振興課は、新たに岡山市民会館（事業経営課から移管）と西大寺市民会館（生活安全課から移管）の管理運営を所管する。
- 6 企画局から移管した、部相当のデジタルミュージアムを課相当にするとともに文化振興課の出先機関とする。
これに伴いデジタルミュージアムの経営協働課と教育学芸課は廃止し、経営協働係と教育学芸係を新設する。
- 7 市民課の、窓口サービス係、作成係、戸籍記録係、住民記録係を、証明係、戸籍係、住民記録係に再編する。

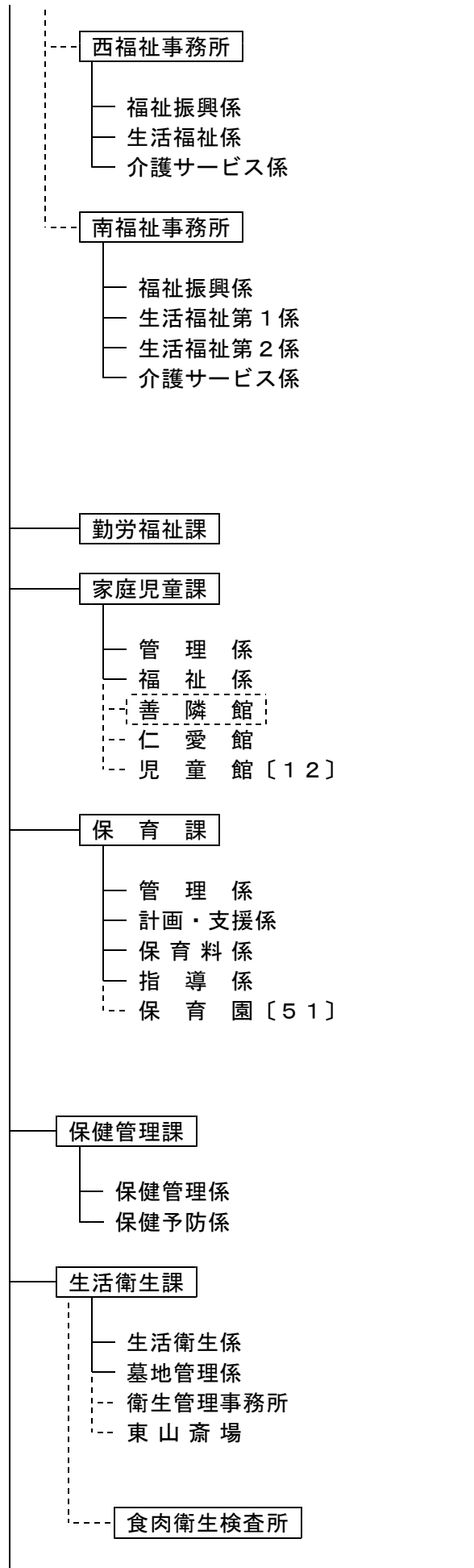
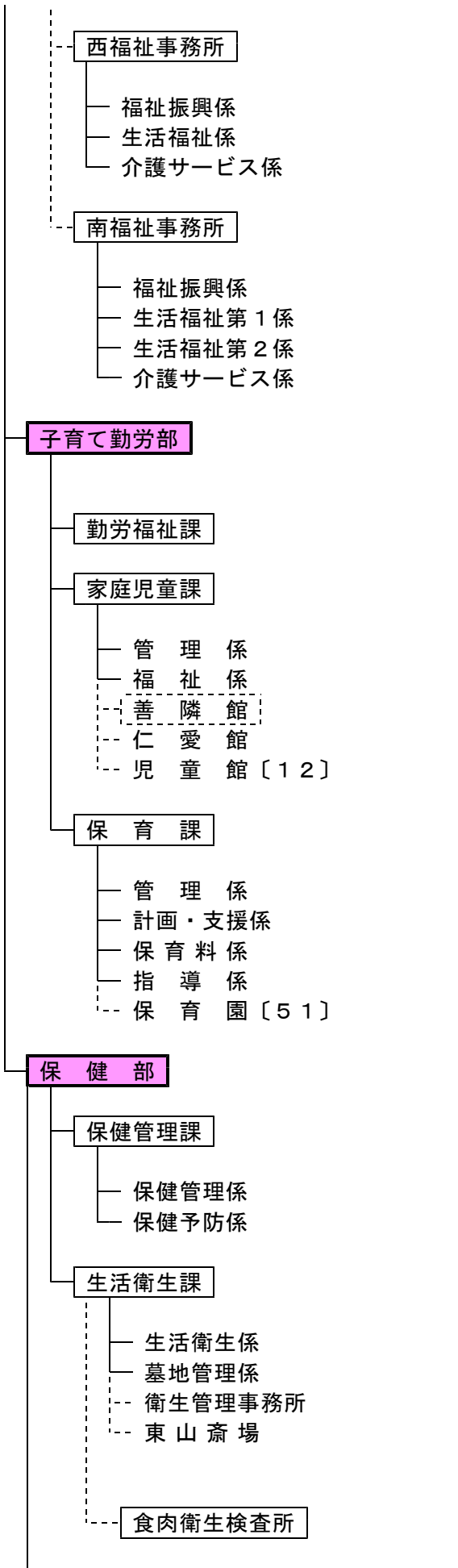


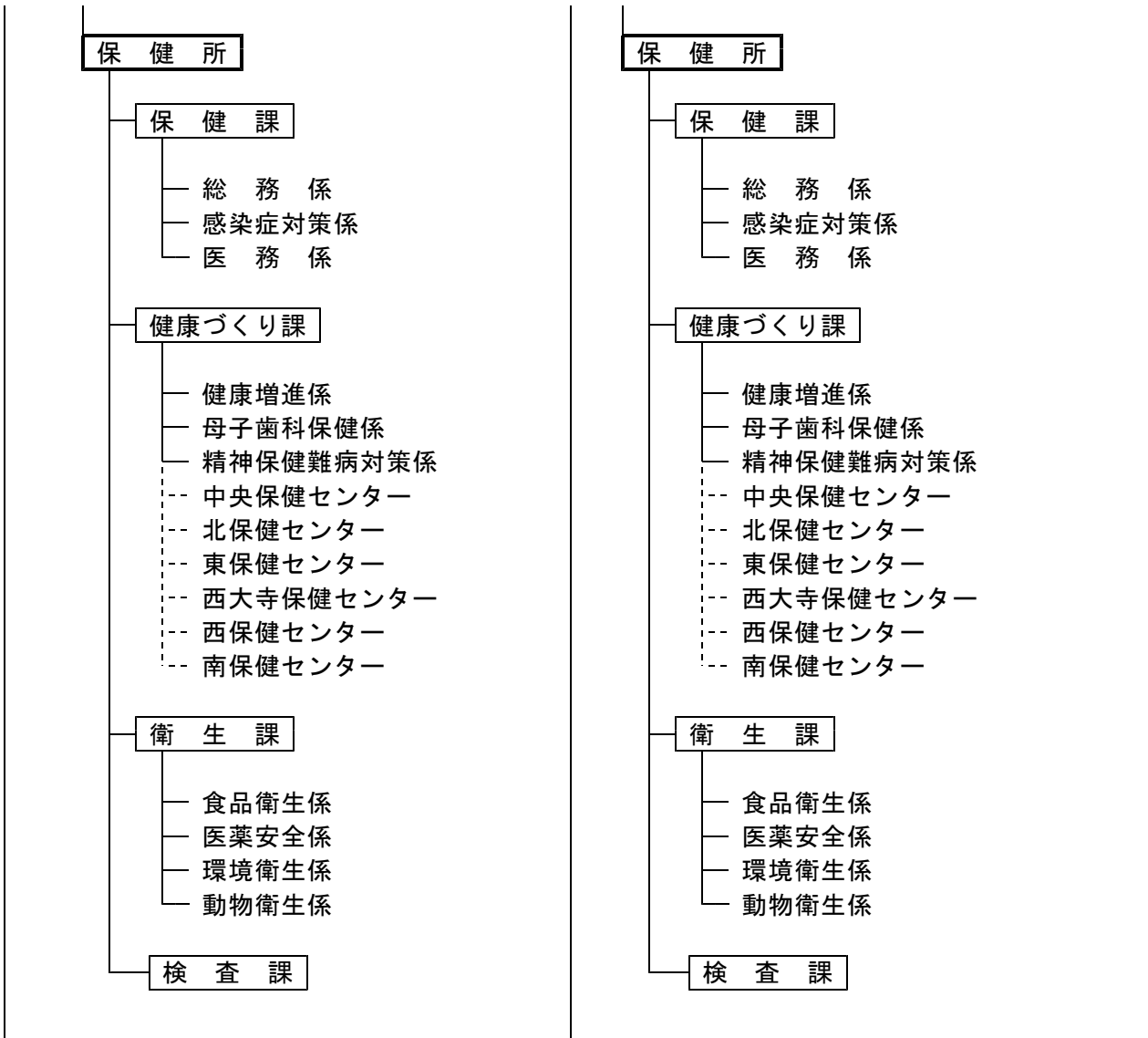


- 1 西大寺支所を局相当の組織から部相当の組織とする。
西大寺支所に西大寺担当局長を置く。
- 2 東部拠点まちづくり推進本部を地域振興課とする。新産業ゾーン建設推進室を地域振興課の課内室とする。
- 3 市民サービス課を市民保険年金課とする。
- 4 建設課の建築係と建築指導係を統合し、建築・住宅係とする。

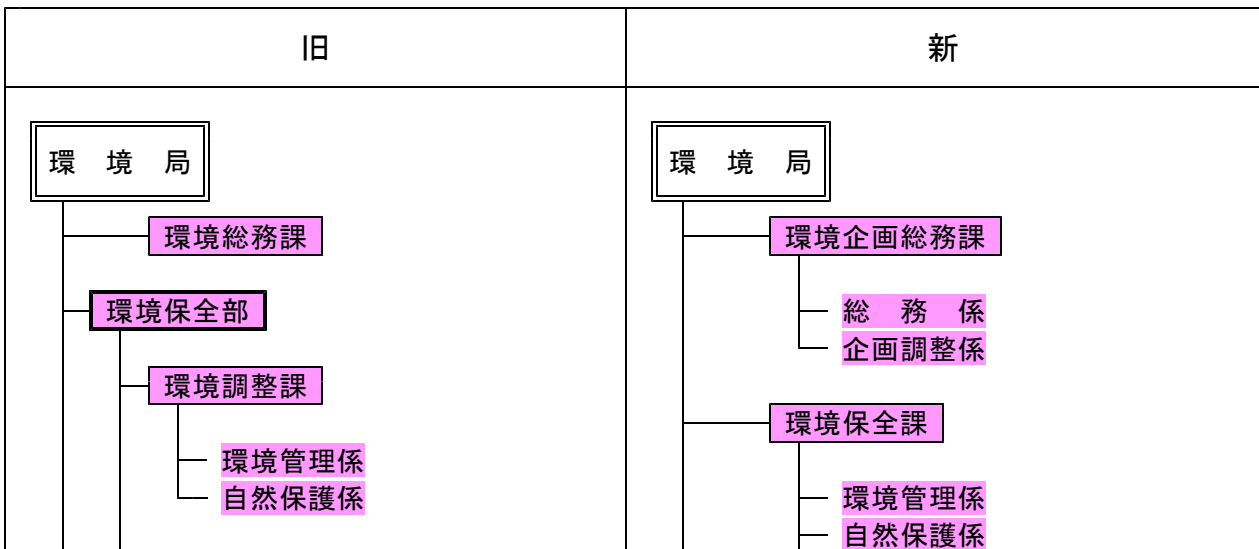


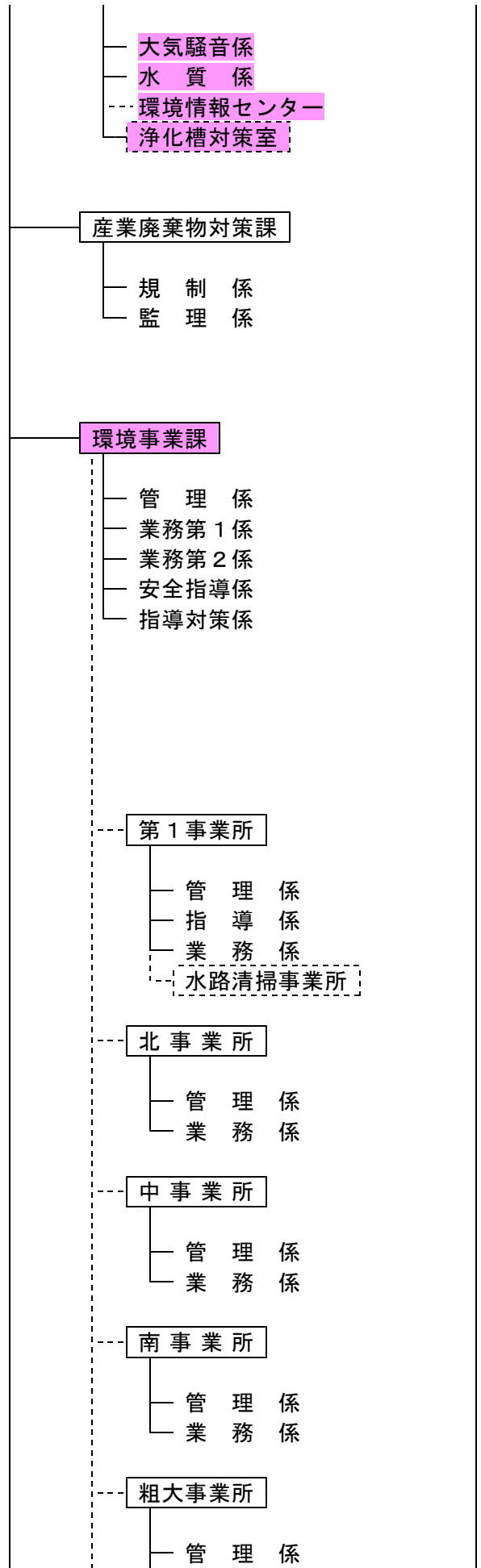
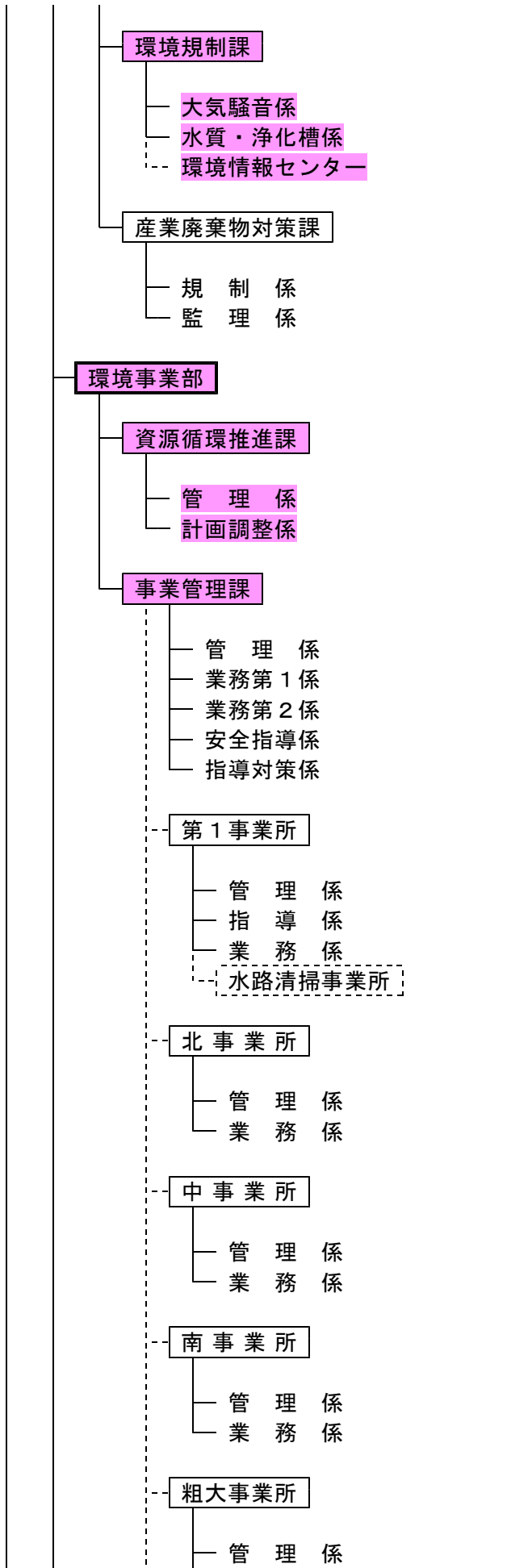


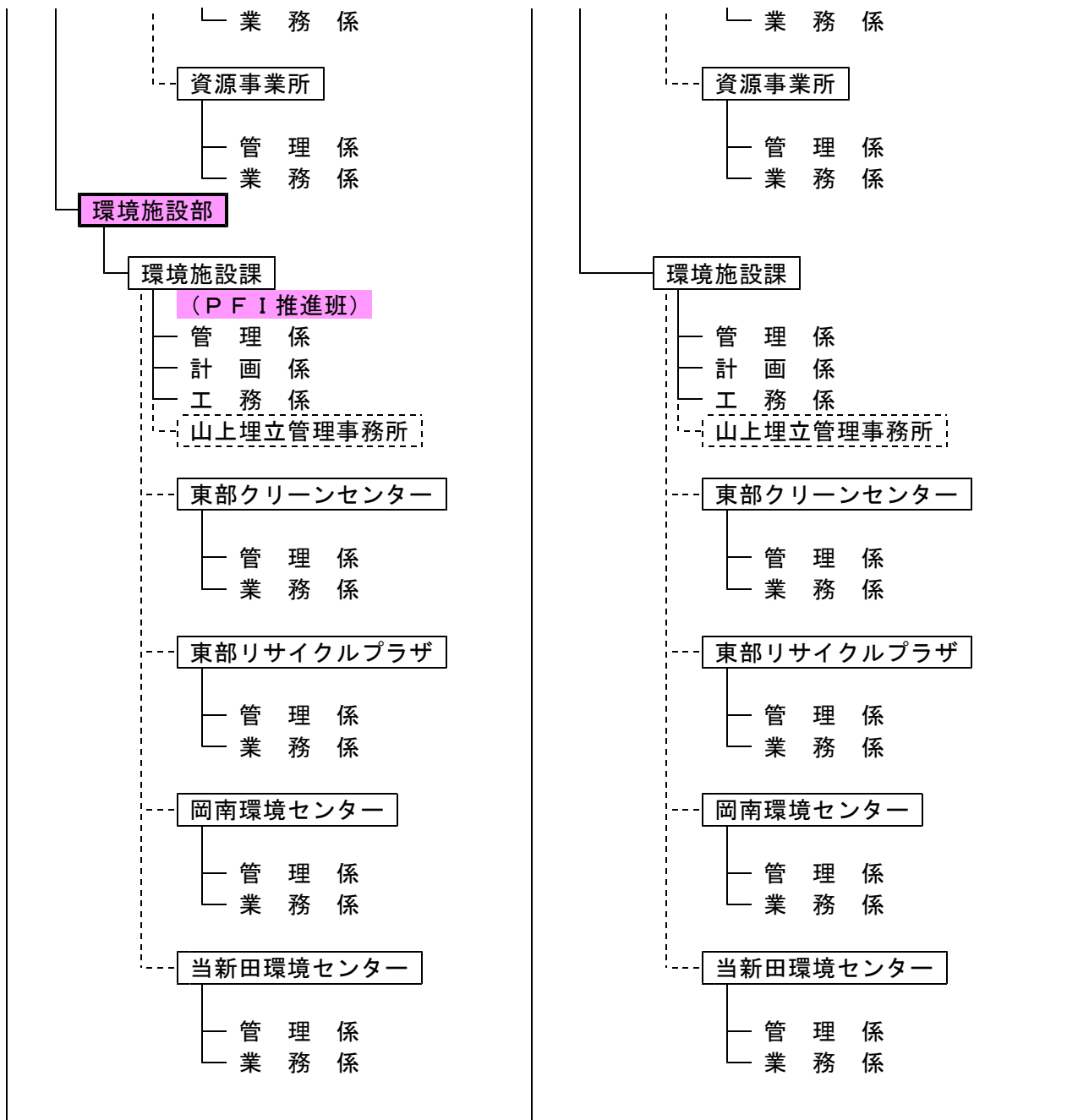




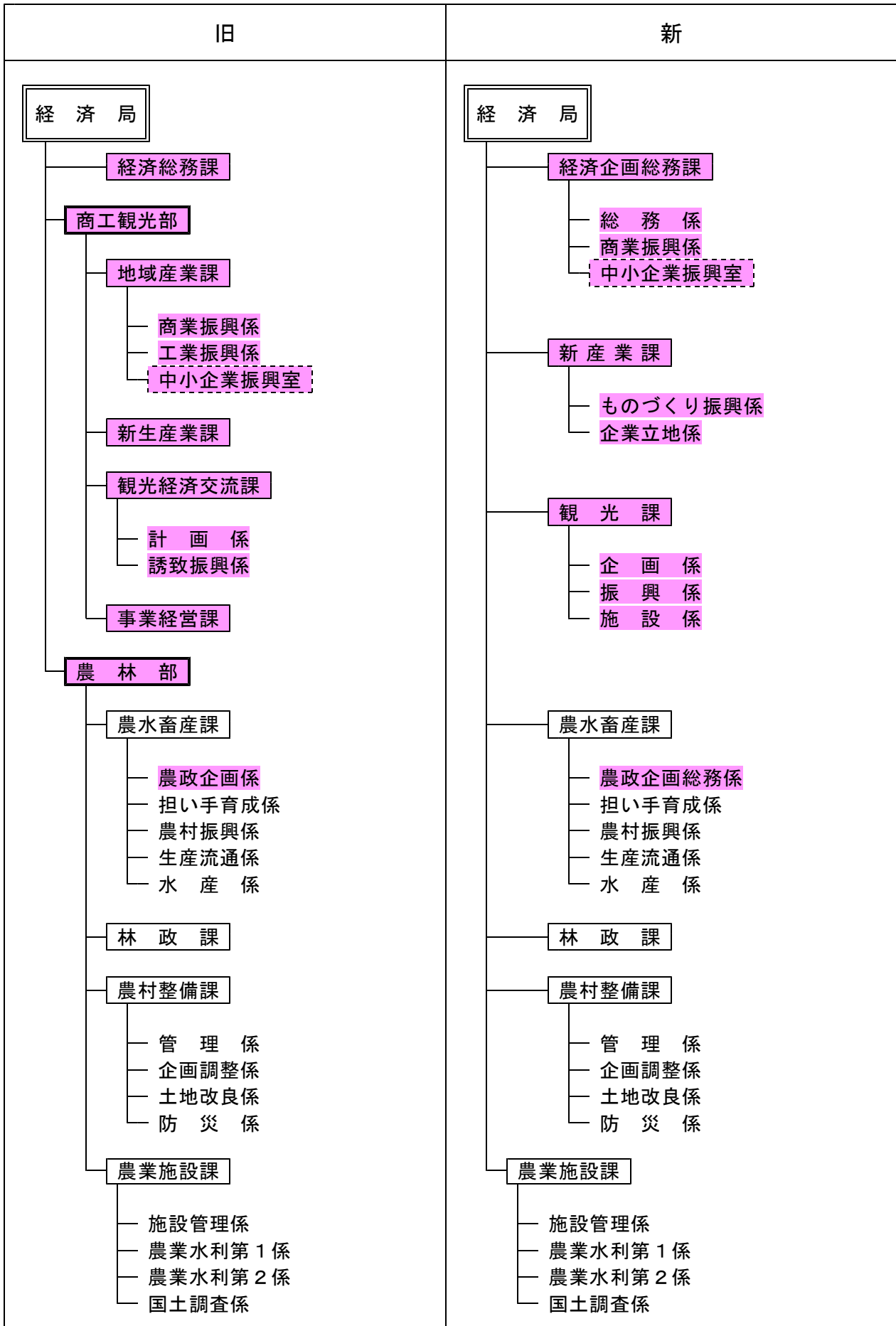
- 1 福祉部、子育て勤労部、保健部を廃止する。保健福祉企画総務課を主管課とする。
- 2 保健福祉総務課を保健福祉企画総務課とする。保健福祉企画室は廃止する。
- 3 福祉援護課の指導室を監査指導課とする。
- 4 介護保険課の管理指導係を管理係と指導係に再編する。





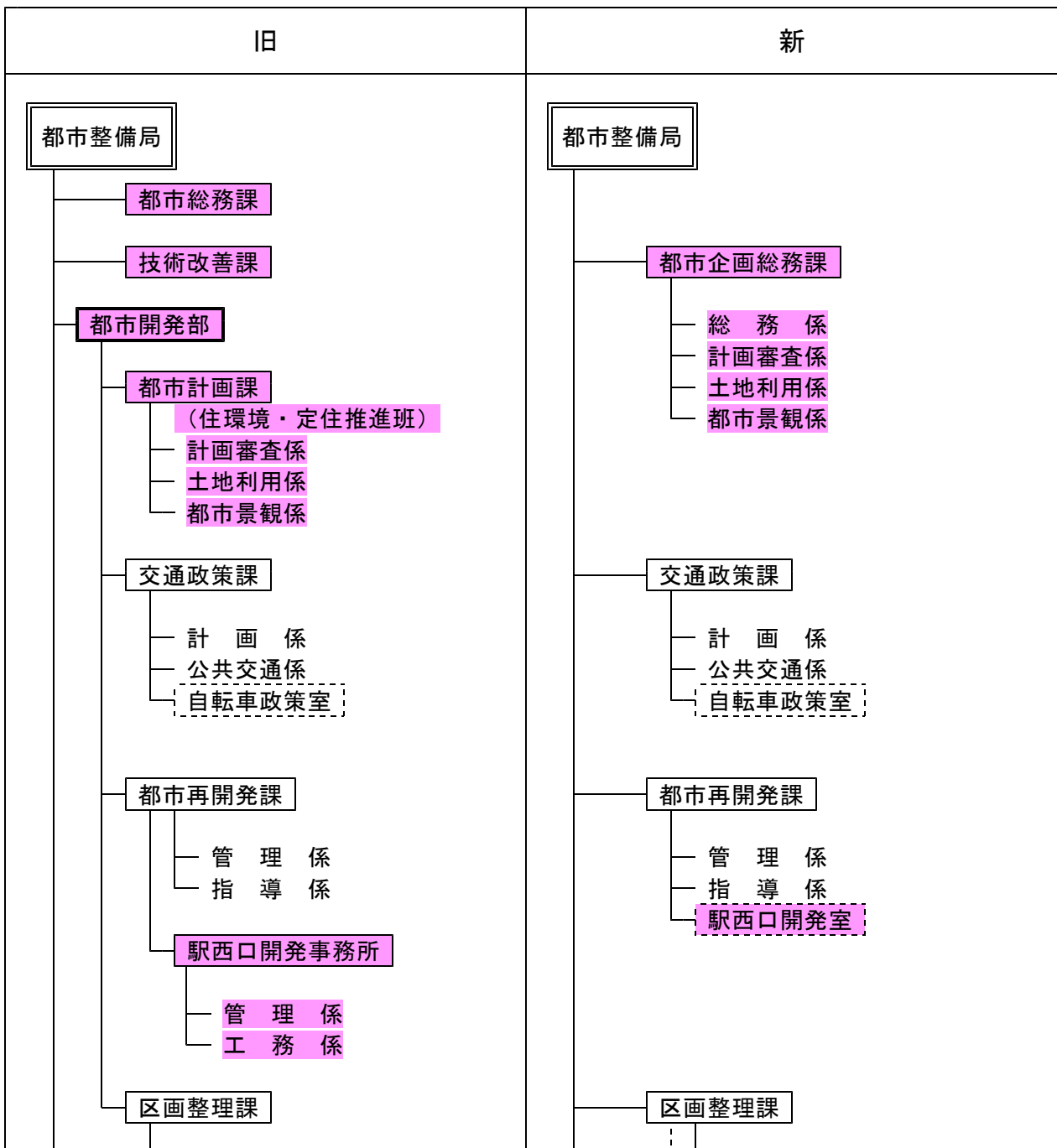


- 1 環境保全部、環境事業部、環境施設部を廃止する。環境企画総務課を主管課とする。
- 2 環境総務課を環境企画総務課とし、総務係と企画調整係を新設する。
- 3 環境調整課を廃止する。環境管理係、自然保護係は環境保全課に移管する。
- 4 環境規制課を環境保全課とする。水質・浄化槽係は、水質係と浄化槽の事務に分離し、下水道局の合併浄化槽推進室を移管し、浄化槽の事務と合併浄化槽推進室の事務を統合して浄化槽対策室として新設する。
- 5 資源循環推進課を廃止する。管理係の事務のうち、「粗大ゴミ戸別収集システム、ごみ収集等の調査統計」は環境事業課（現事業管理課）の管理係へ、「ごみ処理ネットワークシステム」は環境施設課管理係へ移管する。
計画調整係の事務は、環境企画総務課（現環境総務課）の企画調整係へ移管する。
- 6 環境施設課PFI推進班は廃止する。



1 商工観光部と農林部を廃止する。経済企画総務課を主管課とする。

- 2 経済総務課、地域産業課及び新生産業課を、経済企画総務課と新産業課に再編する。
- 3 経済企画総務課に総務係、商業振興係、中小企業振興室をおく。
- 4 地域産業課の工業振興係を廃止し、新産業課にものづくり振興係と企業立地係を新設する。新産業課に企画局情報産業室の「情報関連産業の誘致」の事務を移管する。
- 5 観光経済交流課を観光課とする。計画係と誘致振興係を廃止し、企画係、振興係、施設係とする。
- 6 事業経営課は廃止する。事務分掌の「市有施設の活用・事業商品の企画立案」は各所管課へ、「三丁目劇場の管理運営」は経済企画総務課へ、「岡山コンベンションセンター、ママカリパーキング、国民宿舎おかやま桃太郎荘の管理運営」は観光課へ、「岡山市民会館の管理運営」は市民局文化振興課へ移管する。
- 7 農水畜産課農政企画係を農政企画総務係とする。
- 8 農村整備課と農業施設課のあり方について、国土調査事務の都市整備局への移管も含めて検討していく。



- 管理係
- 計畫・指導係
- 工務係
- 補償係

公園綠地部

綠化推進課

- 管理係
- 綠化推進係
- 公園維持係
- 公園管理事務所

公園建設課

- 計畫調整係
- 公園建設係

土木部

土木管理課

- 總務係
- 施設管理係
- 境界係
- 占用係

用地課

土木企画調整課

- 土木調整係
- 計畫係

道路建設課

- 街路係
- 道路第1係

- 管理係
- 計畫・指導係
- 工務係
- 補償係

西部第4地区区画整理事務所

- 補償係
- 工務係
- 換地係

西部第5地区区画整理事務所

- 補償係
- 工務係
- 換地係

公園課

- 管理係
- 綠化推進係
- 計畫係
- 建設係
- 公園管理事務所
- 都市綠化フェア推進室

土木企画調整課

- 總務係
- 土木調整係
- 計畫係

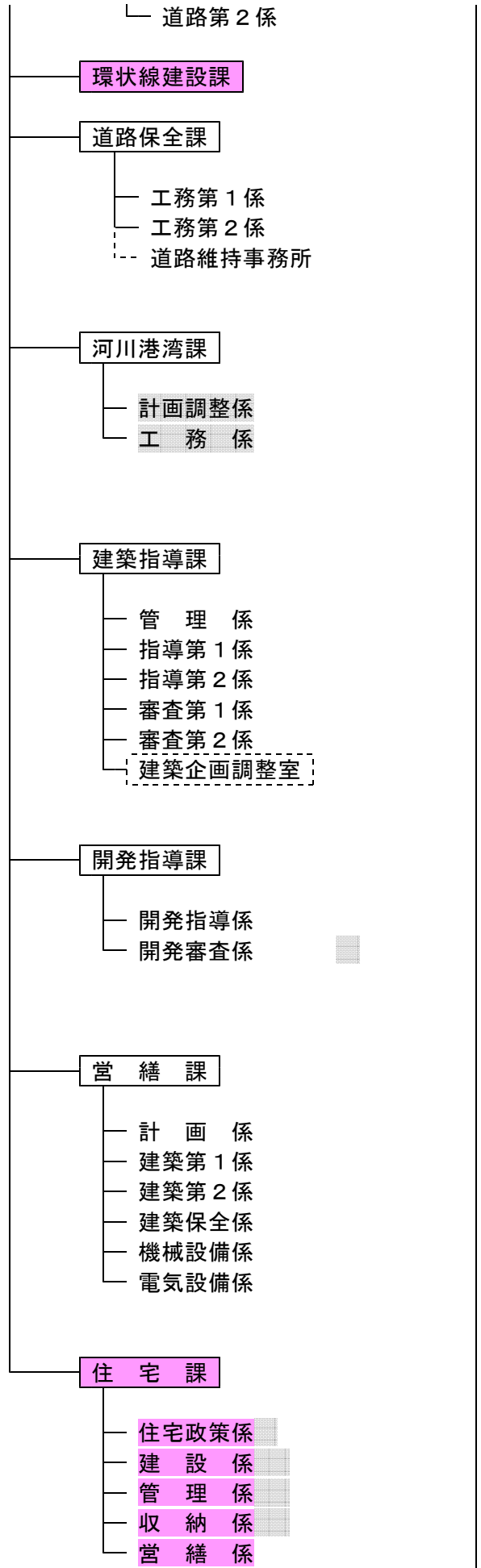
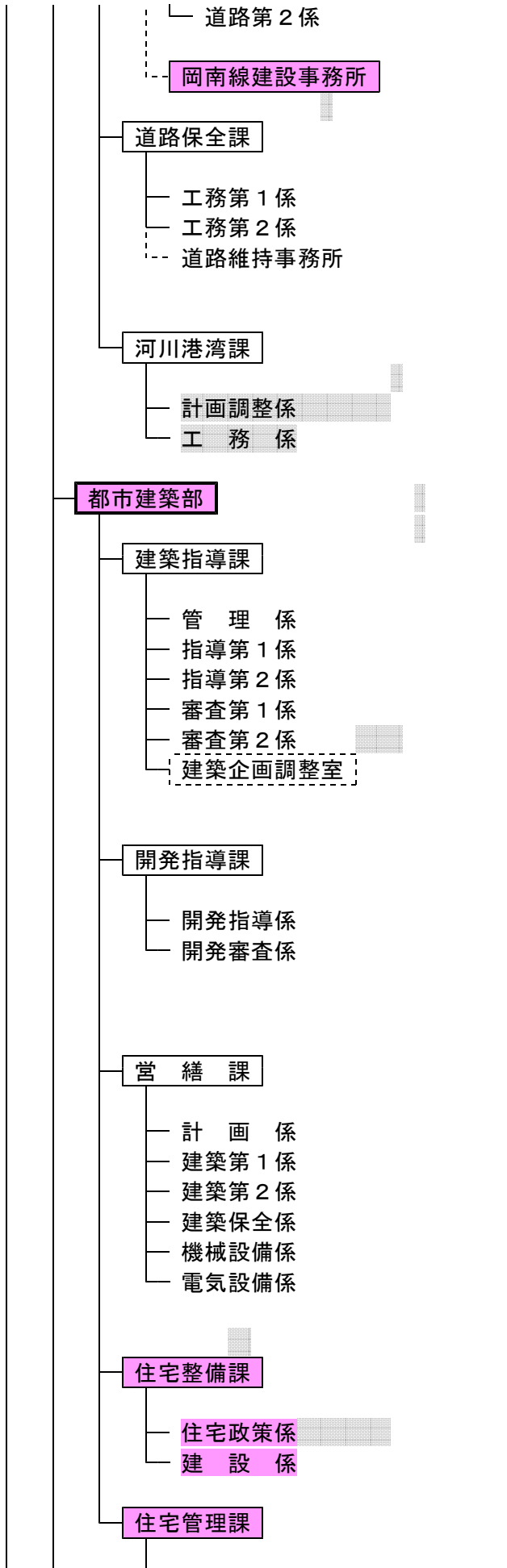
土木管理課

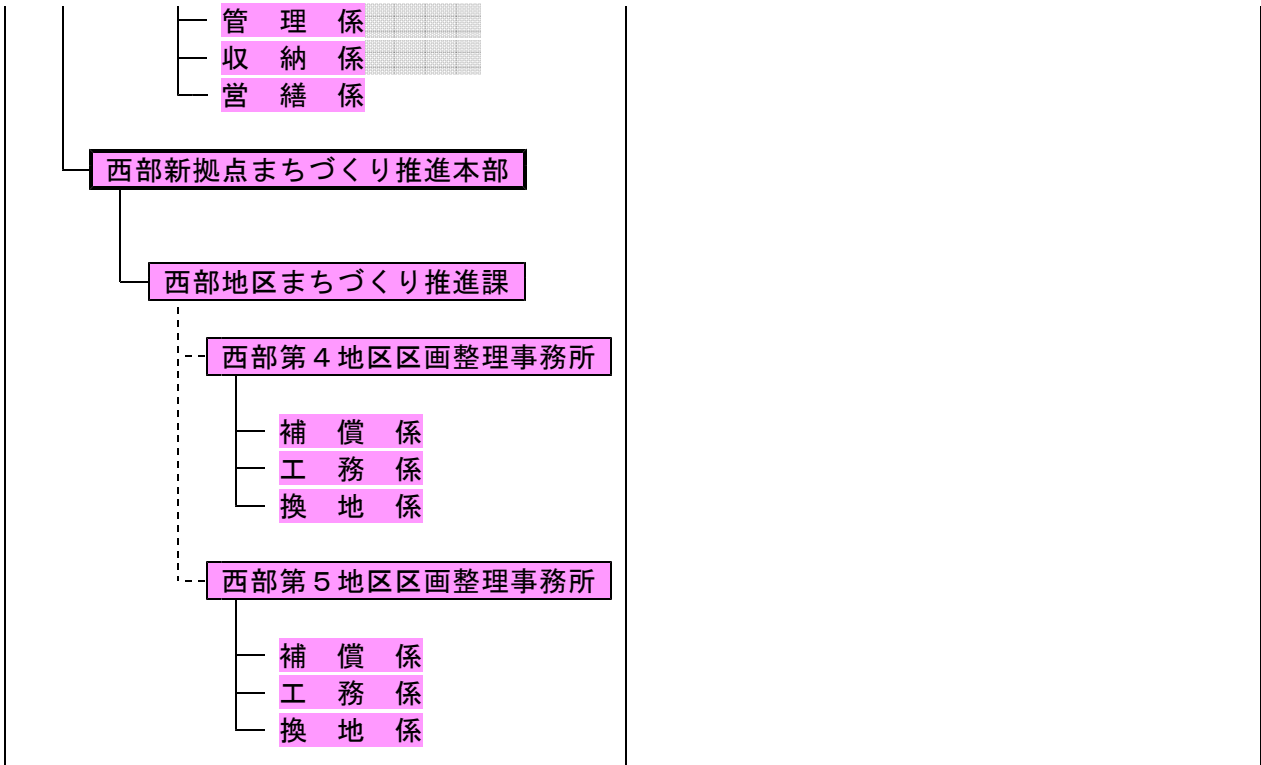
- 施設管理係
- 境界係
- 占用係

用地課

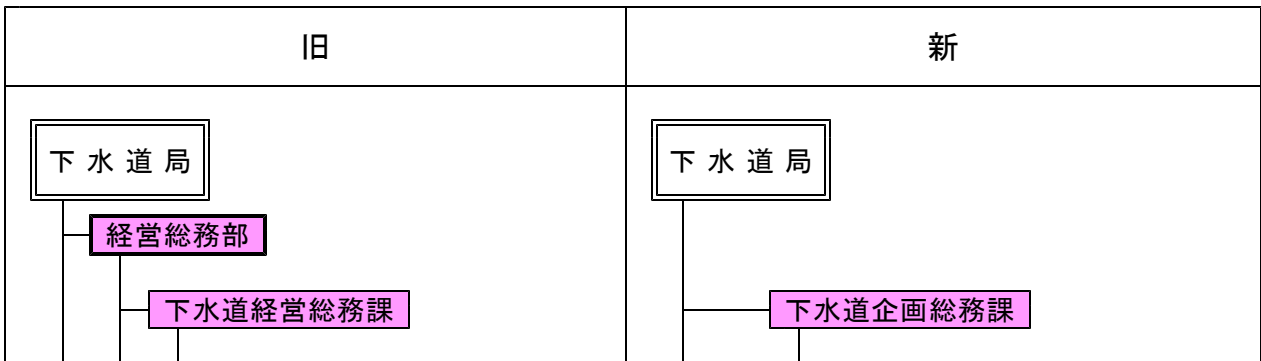
道路建設課

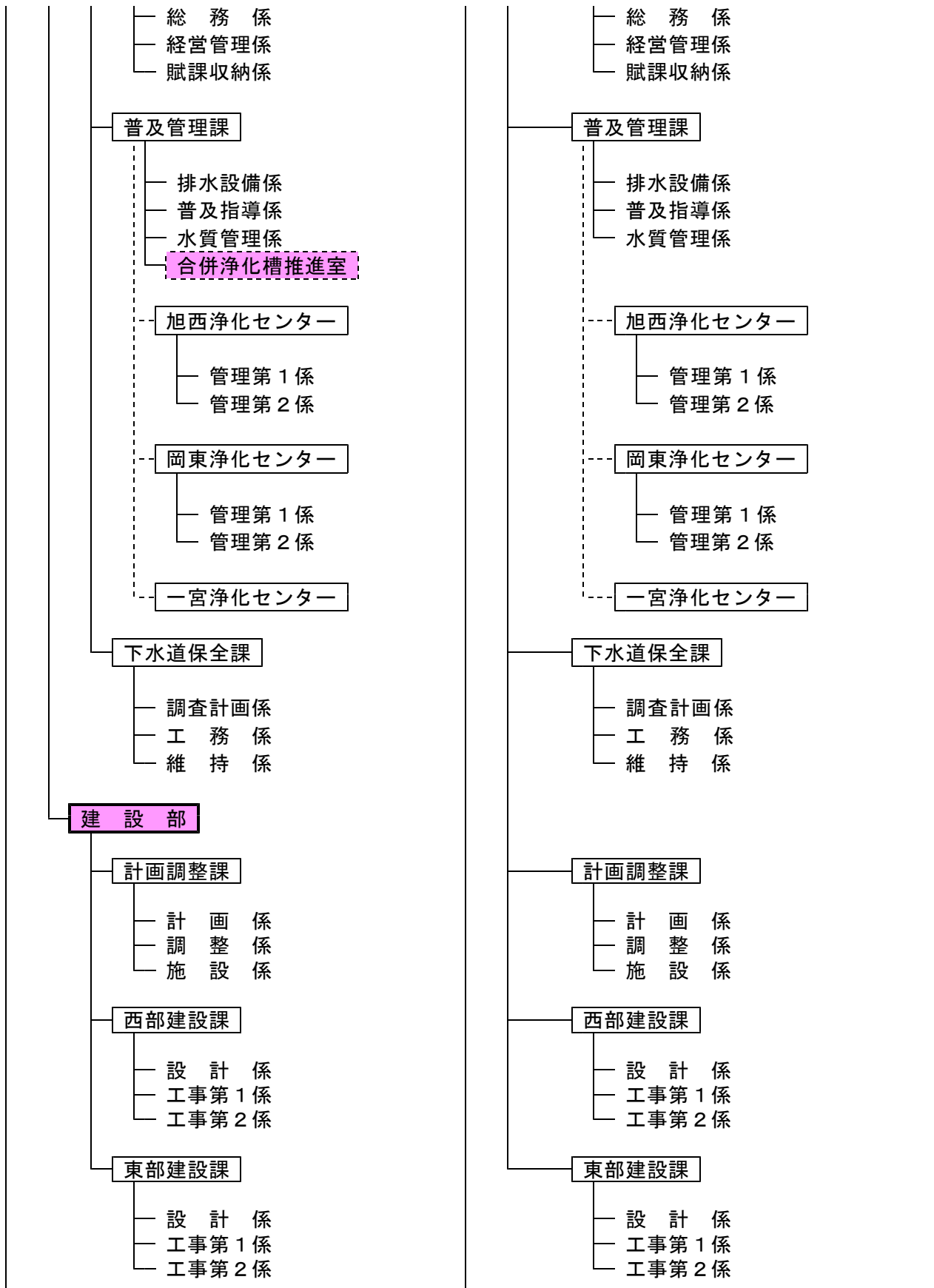
- 街路係
- 道路第1係



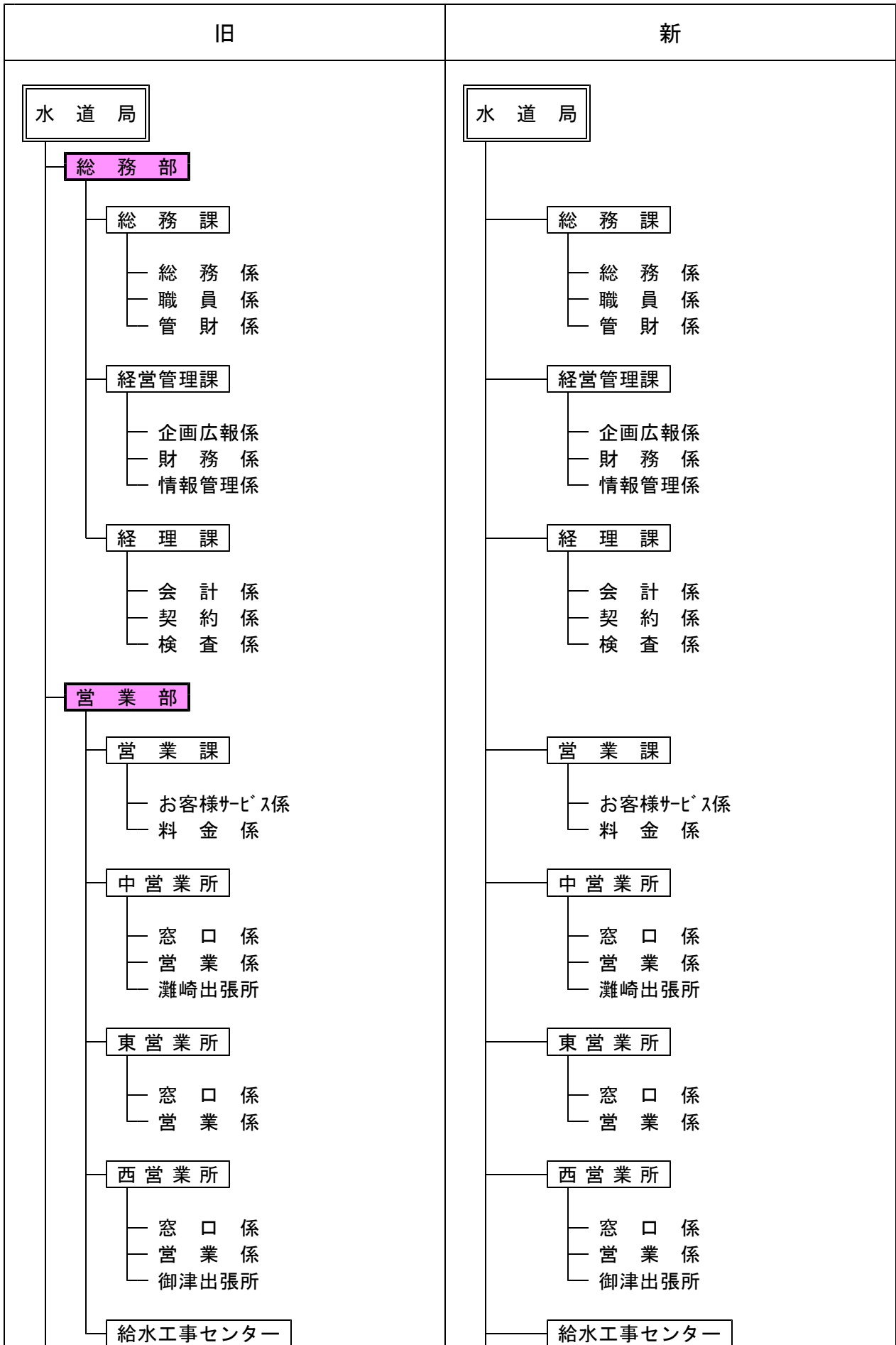


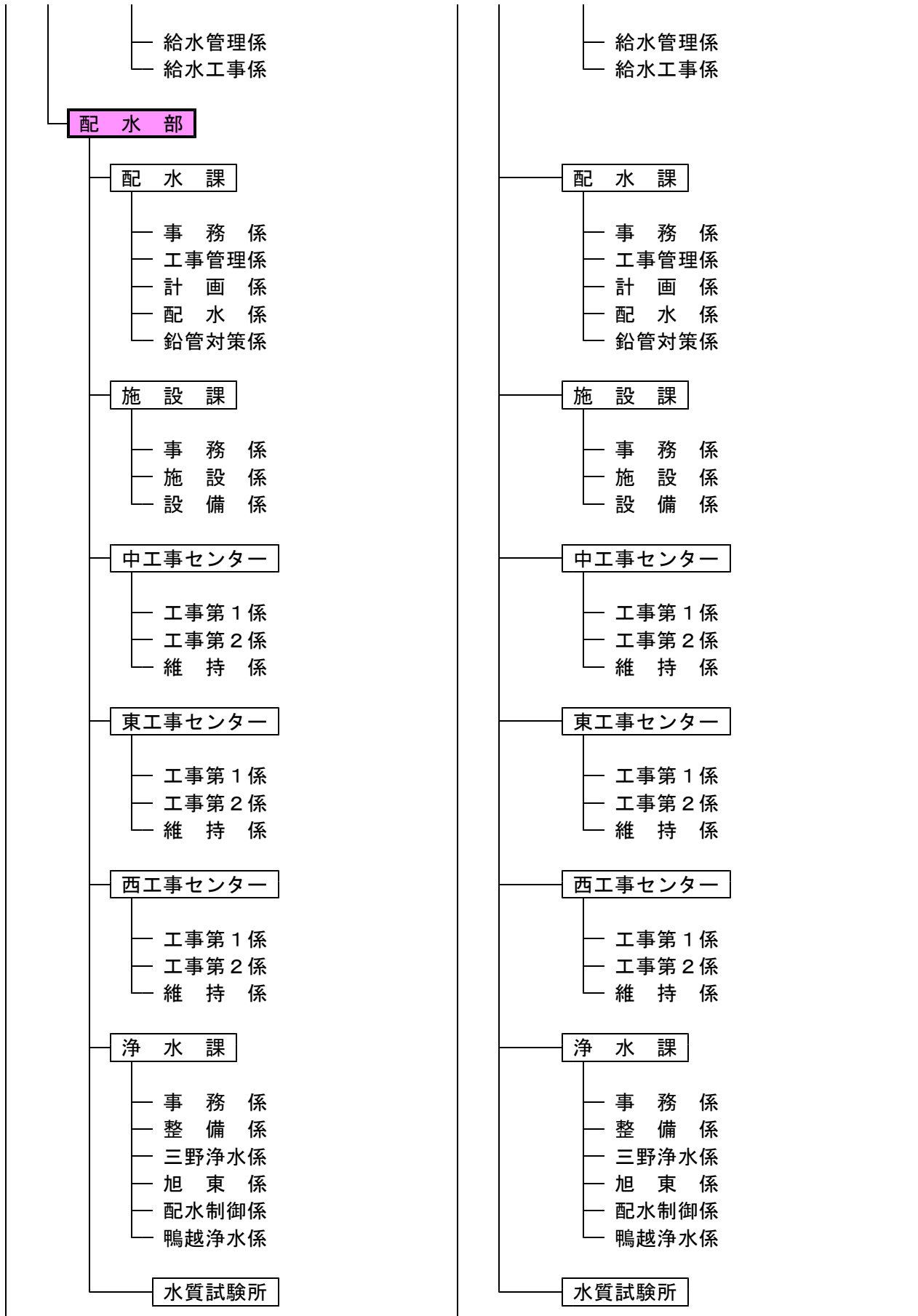
- 1 都市開発部、公園緑地部、土木部、都市建築部、西部拠点まちづくり推進本部を廃止する。都市企画総務課を主管課とする。
- 2 都市総務課と都市計画課を統合し、都市企画総務課とする。総務係を新設する。住環境・定住推進班を廃止する。
- 3 財政局へ技術改善課を移管する。
- 4 駅西口開発事務所（課相当）を都市再開発課駅西口開発室（課内室相当）とする。管理係と工務係は廃止する。
- 5 緑化推進課と公園建設課を統合し、公園課とする。公園維持係、計画調整係、公園建設係を廃止し、計画係、建設係を新設する。都市緑化フェア推進室（課内室相当）を新設する。
- 6 土木企画調整課に土木管理課の総務係を移管する。
- 7 用地課については、平成19年度機構改革に向けて効率的な執行体制のあり方を考えていく。
- 8 岡南線建設事務所を環状線建設課とする。
- 9 住宅整備課と住宅管理課を統合し、住宅課とする。
- 10 西部地区まちづくり推進課は廃止する。多目的ドーム、アクションスポーツパークの管理運営は公園課へ移管する。
- 11 西部第4地区区画整理事務所と西部第5地区区画整理事務所は区画整理課の出先機関（課相当）とする。



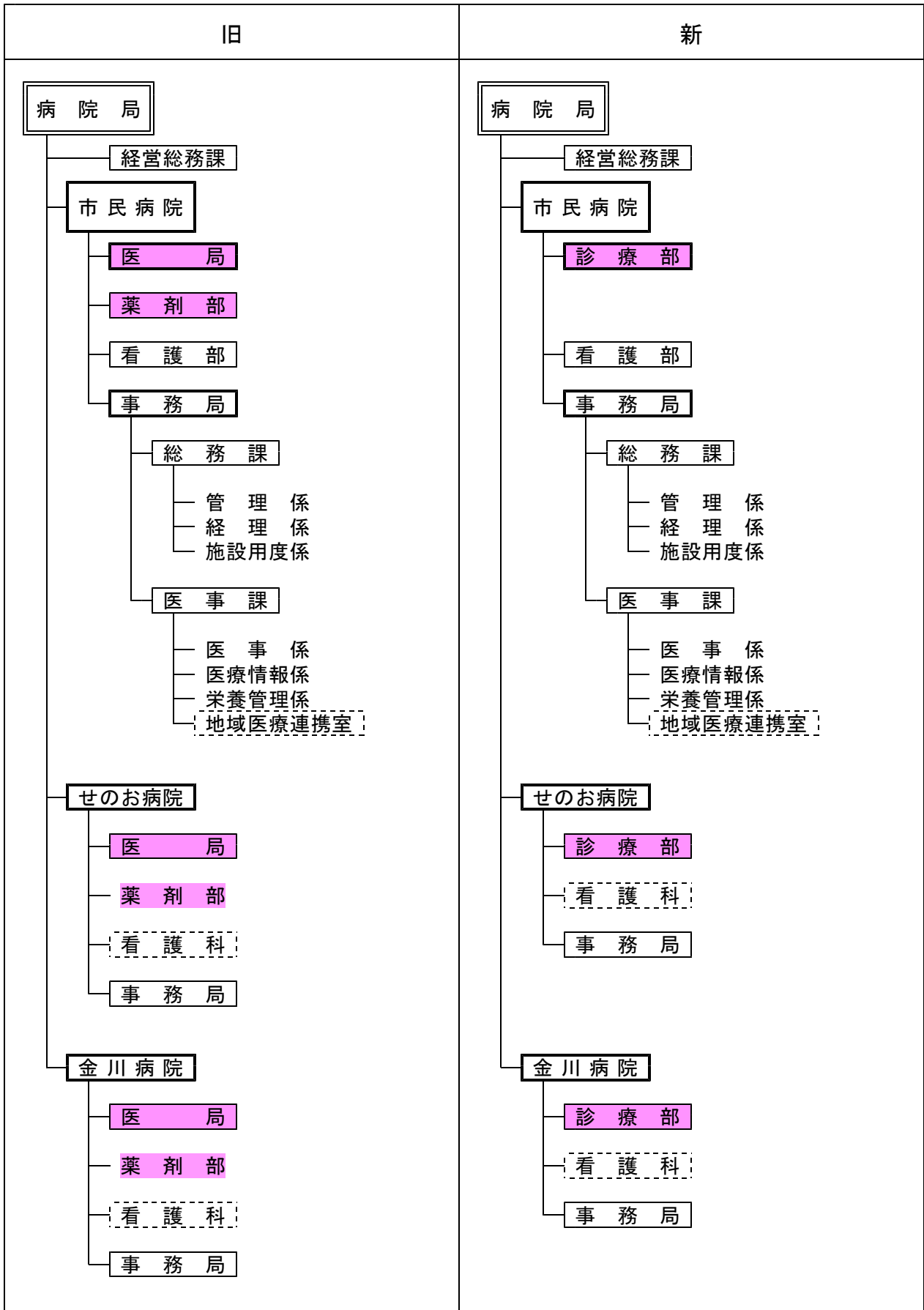


- 1 経営総務部と建設部を廃止する。下水道企画総務課を主管課とする。
- 2 下水道経営総務課を下水道企画総務課とする。
- 3 合併浄化槽推進室の事務は環境局環境保全課浄化槽対策室へ移管し、合併浄化槽推進室を廃止する。

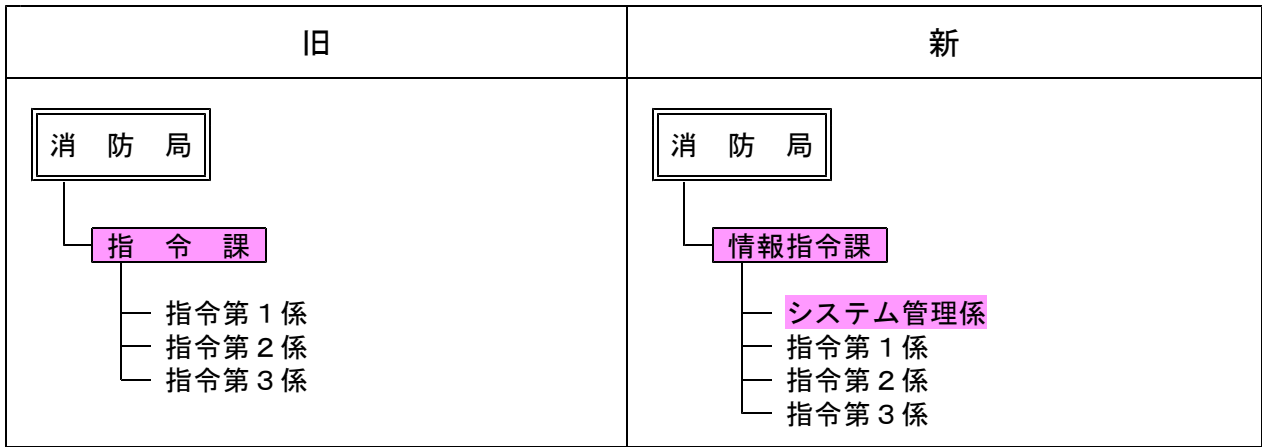




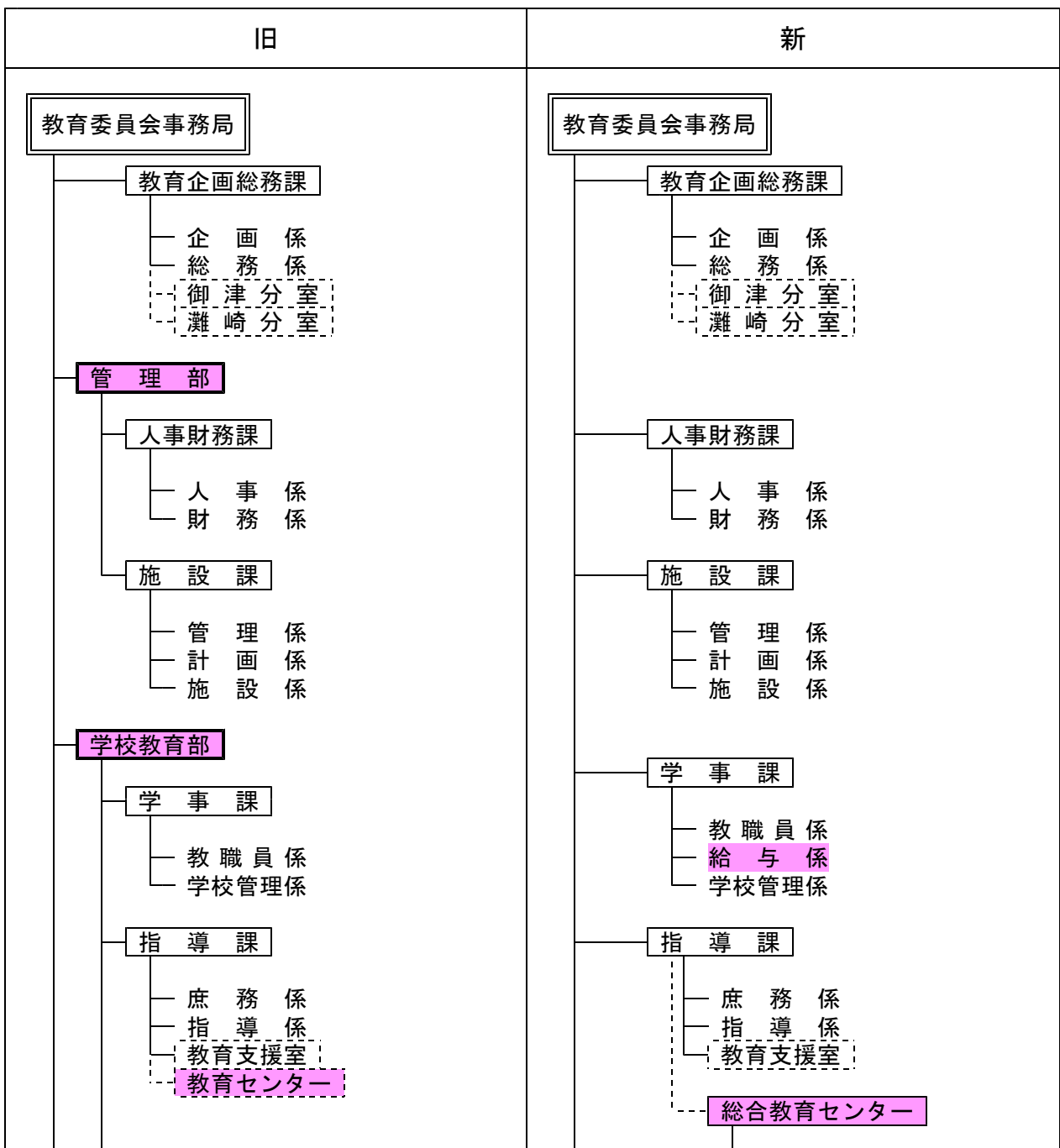
1 総務部、営業部及び配水部を廃止する。
総務課を主管課とする。

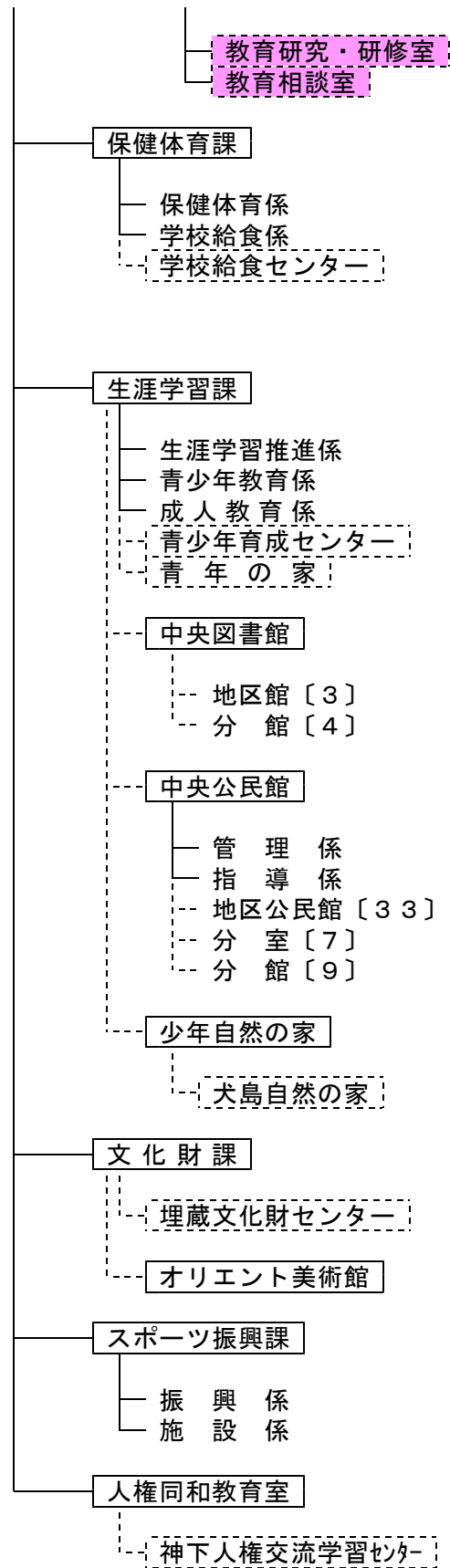
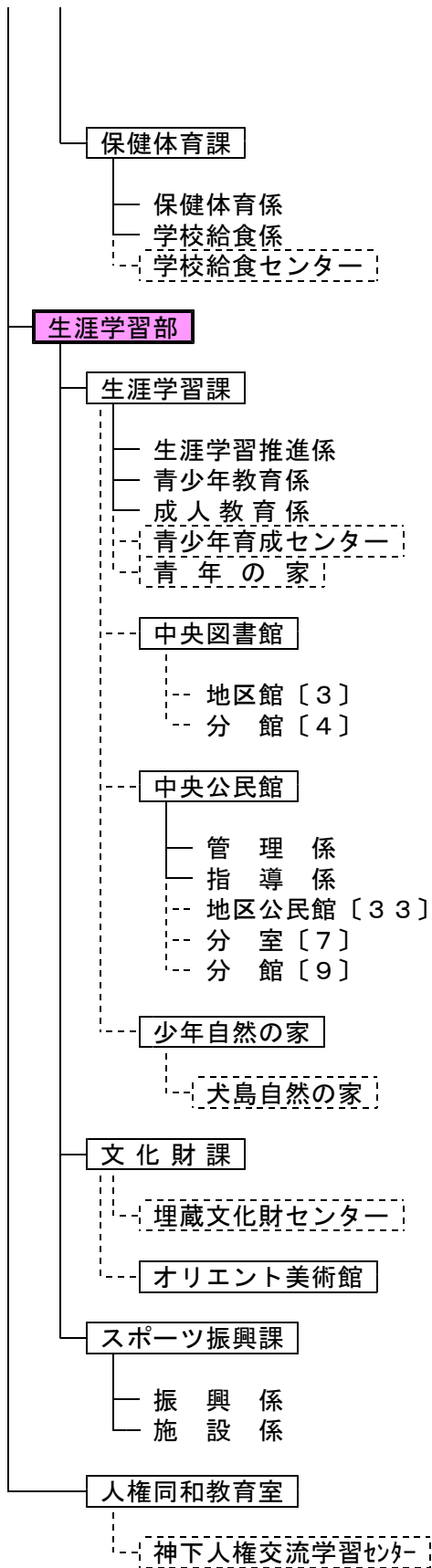


1 市民病院、せのお病院、金川病院の医局と薬剤部を診療部に再編する



1 指令課を情報指令課とし、システム管理係を新設する。





- 1 管理部、学校教育部、生涯学習部を廃止する。
- 2 学事課に給与係を新設する。
- 3 教育センター（課内室相当）を総合教育センター（課相当）とし、教育研究・研修室（課内室相当）、教育相談室（課内室相当）を新設する。